# 平成23年9月井手町議会(定例会)会議録

招集年月日

平成23年9月20日

招集の場所

井手町役場議場

開 会

平成23年9月20日 午前 9時58分議長宣告

応招議員

 1番
 西島
 寛道
 2番
 村田
 晨吉

 3番
 木田
 鈴美
 4番
 岡田
 久雄

 5番
 岩田
 剛
 6番
 森田
 泰雄

 7番
 古川
 昭義
 8番
 村田
 忠文

 9番
 丸山
 久志
 10番
 中坊
 陽

11番 谷田 操 12番 木村 武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番 西 島 寛道 2番 村田 晨吉 3番 木田 鈴美 4番 岡田 久雄 5番 岩田 岡山 6番 森田 泰雄 7番 古川 昭義 8番 村田 忠文 9番 丸山 久志 10番 中坊 陽 11番 谷田 操 12番 木村 武壽

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

 町
 長
 汐見
 明男
 副
 町
 長
 中谷
 浩三

 参
 与
 浦田
 博史
 教
 育
 長
 松田
 定

 理事(総務担当)
 西島
 栄治
 理事(民生担当)
 加賀山
 睦

 理事(事業担当)
 中村
 秀一
 理事(上下水道担当)
 松山
 正伸

理事(同和人権担当、 会 計 管 理 者 西島 藤林 学 楠博 同和・人権政策課長、児童館長兼務) (会計課長兼務) 教 育 次 長 木田 修司 総 務 課 長 脇本 和弘 (学校教育課長、山吹ふれあいセンター所長兼務) 清 企 画 財 政 課 長 木田 務 課 長 小川 昭弘 税 高齢福祉課長 花木 住 民 福 祉 課 長 嶋田 昌弘 秀章 (地域包括支援センター所長兼務) 保健医療課長 小川 淳一 建設 長 奥山 課 英高 (保健センター所長兼務) 産業環境課長 藤崎 上下水道課長中島 裕司 一也 社会教育課長木村 いづみ人権交流センター所長 山口 敏彦 坂次 (図書館長兼務)

学校給食センター所長 田村喜代一

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長池田清隆 議会書記駒

議会書記 乾 浩朗 町長提出議題の題目

1 井手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例制定の件

議

会

書

- 2 井手町消防施設整備基金条例の一部を改正する条例制定の件
- 3 井手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 4 平成23年度井手町一般会計補正予算(第2回)
- 5 平成23年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)
- 6 専決処分の報告について
- 7 専決処分の報告について

### 議員提出議題の題目

1 バスなどの交通手段の確保を求める請願

#### 開議

午前9時58分

### 議事日程

別紙のとおり

# 会議録署名議員の氏名

4番 岡田 久雄

9番 丸山 久志

修次

記 寺井 佳孝

## 平成23年9月井手町議会定例会

## 議 事 日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第12号 専決処分の報告について
- 第6 報告第13号 専決処分の報告について
- 第7 議案第33号 井手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 議案第34号 井手町消防施設整備基金条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 議案第35号 井手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す る条例制定の件
- 第10 議案第36号 平成23年度井手町一般会計補正予算(第2回)
- 第11 議案第37号 平成23年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)
- 第12 請願第1号 バスなどの交通手段の確保を求める請願

### 議事の経過

議長(木村武壽) 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦 労さんでございます。

定例会を迎え、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8月9日に告示されました井手町長選挙におきまして、無投票で5期目の当選を果たされました汐見町長に対して、心からお祝い申し上げますとともに、本町のさらなる発展と豊かな自然と利便性、快適性が共存する新しい町の実現に努められますよう、お願い申し上げる次第でございます。

今年の夏は、昨年に続き連日酷暑が続き、集中豪雨や地震、台風による被害が数多く発生し、各地に甚大な被害をもたらしている中、議員各位におかれましては政務にご活躍いただいておりますことに、心から御礼を申し上げる次第であります。

本日、汐見町長より9月定例町議会を招集されました。

議員各位におかれましては、提案されております各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、行政当局につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、充実した議会運営を行ってまいりたいと思っておりますので、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名で、定足数に達しておりますので、平成2 3年9月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、4番、岡田久雄議員、 9番、丸山久志議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月30日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月30日までの11日間に決定しました。 今期定例会に提出されております案件は、井手町特別職の職員で非常勤の ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件、ほか 2件、平成23年度補正予算2件、平成22年度決算認定の件3件、専決処 分の報告2件、請願1件、一般質問6件であります。

なお、本日の会議は皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりで あります。

それでは、審議を行います前に、あいさつを町長よりいたしたい旨申し出 がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長(沙見明男) 皆さん、おはようございます。本日、9月定例町議会を 招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用中 のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝して いるところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず初めに、任期満了に伴い執行されました町長選挙におきまして、無投票で5度目の当選をさせていただくことができました。これは、これまでの行政運営や実績を高く評価していただいた結果だと考えておりまして、大変光栄に思うと同時に、これから4年間、皆様にお示しをした公約の実現と住民参加のもとに策定しました第4次井手町総合計画の着実な前進を図りながら、4年後には私を再選させて間違いではなかったと言われるように、精いっぱい頑張ってまいらなければならないと決意も新たにしているところであります。どうか、議員各位におかれましては、これまで同様に町政推進のためご協力賜りますようよろしくお願いをいたします。

さて、平成23年度もはや6カ月近くが経過をしました。既に普通交付税 や臨時財政対策債をあわせた実質交付税の配分額を8月5日に決定し、町税 につきましても年間収入見込み額がほぼ把握できる状況にありますので、現 時点における平成23年度の財政見通しにつきましてご報告させていただき ます。

本町への実質交付税の配分額は約10億7,600万円、前年度に比べ約3億4,600万円、率にして24.3%の大幅な減となっております。その要因は、平成22年度で法人町民税が大幅に増加したことにより、平成23年度の基準財政収入額に影響が生じたことによるものであります。また、町税の年間収入見込み額でありますが、個人町民税や法人町民税の減少などにより、町税全体で約8億7,000万円程度で、前年度の決算額と比べまして約6億2,000万円、率にして約41.6%の大幅な減少となる見込

みであります。したがいまして、これからの追加需要を考えますと、多額の 歳入不足が生じるものと予想しているところでありますが、このような事態 に備えてこれまで積み立ててきた基金を有効に活用して、福祉や教育など後 退させないように努めてまいらなければならないと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第33号、井手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか9件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第33号から議案第35号までの3件は、いずれも条例の一部改正であります。

議案第33号は、スポーツ基本法の施行に伴う名称変更のため、議案第34号は、今後の災害に備えて防災施設や備蓄物資の整備、充実を図るため、 議案第35号は、災害弔慰金の支給対象範囲の拡大のため、それぞれ条例の 一部を改正しようとするものであります。

議案第36号は、平成23年度一般会計の補正でありまして、補正総額は8,304万7,000円の増で、補正後の一般会計予算は37億2,174万9,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、人口減少を食いとめるための検討委員会設置経費に 23万円計上いたしております。

次に、民生関係では、児童虐待の早期発見、早期対応を行うための公用車購入等に301万7,000円、大型遊具購入等の地域子育て創生事業に516万円、それぞれ計上いたしますとともに、各種事業の精算による返還金に133万2,000円計上いたしております。

次に、労働関係では、失業者等の一時的な雇用・就業機会をつくるため、 住宅環境整備や学校内環境整備などの緊急雇用創出事業に5,300万円計 上いたしております。

次に、農林業関係では、猿などによる有害鳥獣駆除対策として463万円 計上いたしております。

次に、消防関係では、東日本大震災で消防団員が多数亡くなられたことなどにより、公務災害補償のための掛金引き上げ費用に570万円、消防施設や備蓄物資の充実を図るための費用に651万円1,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、教育関係では、京都府中学校総合体育大会出場に伴う選手派遣費に 57万4,000円、修学旅行補助に176万4,000円、それぞれ計上 いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、府支出金6,573万1,000円、寄附金5万1,000円、繰入金1,535万円、繰越金152万7,000円、諸収入38万8,000円計上いたしております。

議案第37号は、平成23年度介護保険特別会計の補正でありまして、所 要額を計上いたしております。

議案第38号から議案第40号までの3件は、いずれも平成22年度の一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算について、議会の承認を得ようとするものであります。

平成22年度決算につきましては、国保会計を除くすべての会計の実質収支額は黒字となっておりますが、国保会計は次年度からの繰上充用で対応を行っております。なお、実質収支が赤字の国保会計は、大変深刻な財政状況にありまして、今後もこのような状態が続きますとさまざまな面に影響が出ることも予想されますので、慎重に推移を見きわめる必要があると考えております。

報告第12号及び報告第13号は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を得ようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私のあいさつ並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(木村武壽) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について、報告いたします。

7月5日、障害者福祉施設の視察研修、7月25日、京都府町村議会議員研修会、8月26日、市町村議会広報研修会にそれぞれ議員を派遣したことを報告します。

また、8月25日、産業厚生常任委員会及び総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会の合同委員会を開催し、それぞれの調査研究を実施いたしまし

たので、お手元に配付しております資料のとおり報告をいたします。

次に、監査委員から6月分、7月分、8月分の例月出納検査結果報告を受理し、それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

要望書等でございますが、これは皆さんで熟読していただき、今回は配付するにとどめたいと思います。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は6名であります。発言の順番は受け付け順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 森田泰雄議員の質問を許します。

6番(森田泰雄) 6番、森田泰雄です。

皆さん、おはようございます。

それでは、既に提出しております第1項から説明していきたいと思います。 まず1番。 JR 奈良線の全線複線化についてであります。

町長は4期16年間の実績を踏まえ、5期となられ、初心を忘れずに過去の経験を実績を生かし、町民のために取り組む決意をしめししておられるところでございます。その中でも、特に町民が期待しておりますJR奈良線の複線化であります。このJR奈良線の複線化につきましては、常々町長がリーダーシップをされ、今日に至るまでJR奈良線の電化から部分複線化の実現のため、取り組んでこられたことに、並々ならぬご努力のたまものと敬意を表するものでございます。JR奈良線の利用者もおかげさまで、列車の時間の短縮と運行回数の増加で、井手町住民も利便性を受け、喜んでいるところでございます。さらに、井手町まちづくり発展のためにさらなる利便性の向上と地域活性化を図るため、JR西日本と話し合い、その中でJR駅周辺の市街化開発の取り組みと、JR奈良線全線の複線化実現のために、さらなるご努力をしてくださることを期待し、お願いしますとともに、今後のスケジュール、ビジョンをお伺いいたします。

2番目には、白坂開発を含めた井手町の活性化であります。井手町の人口

も今年7月現在では8,200名という、ピーク時から1,000名以上も減少いたしております。景気の落ち込みとあわせ税収の減につながっており、雇用促進の場の創設や住宅地域の拡大など、人口減対策が求められるところでございます。そのことに関連し、ご意見をお願いしたいところでございます。

それは、町民の人口増加につながるまちづくりの構想のあり方であります。といいますのは、昭和46年に設定されました府都市計画審議会において決定された、市街化区域と市街化調整区域の見直しであります。具体的に一つの例を挙げますと、JR山城多賀駅前の駅前再開発があります。どこの市町村でも駅前再開発すれば、そこがその町の活性の拠点となりますが、当然都市計画の見直しが行われ、市街化区域として位置づけられております。ところが、JR山城多賀駅前の再開発については多額の資金が投下され、道路整備も含め駅前が立派に整備されましたが、いまだに市街化区域としての機能が発揮されていないのが現状であります。JR山城多賀駅前は地域の唯一の交通機関の中心であります。まちづくり発展の拠点となるところであります。駅前再開発については今後の見通しをお教えください。

次に白坂開発を含め、井手町の都市計画の見直しであります。多賀地区は 山林部分が大半を占めている現状であります。白坂開発を機に、この山林部 分の開発と住宅地域の拡大をどのように考え、そして進められるのか、将来 の展望を含めて、町長のご意見を伺いたいです。

以上であります。

議長(木村武壽) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 汐見町長。

町長 (汐見明男) 森田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のJR奈良線の全線複線化についてでありますが、住民の方々の利便性の向上や町の活性化、若者の定着あるいはUターン、Iターンを進めていくためには、JR奈良線の全線複線化や奈良線から大阪方面への直通列車の実現が必要不可欠であると考え、以前からあらゆる方面へ働きかけてまいりました。平成12年4月には唯一単線で残っていた多賀駅構内行き違い設備工事と橋上駅が完成し、平成13年3月には京都一藤森間、宇治一新田間の複線化事業が完了し、平成15年3月には玉水駅にすべての快速が停車す

るようになりました。これらにより、列車の本数も増加し、所要時間も短縮され、利便性、快適性が飛躍的に向上してまいりました。しかし、現状の奈良線ではほとんどが単線区間であるため、列車の行き違いにより時間を要することや、今以上に列車の増発も望めない状況にあります。したがって、本町も含め木津川右岸地域の発展のためには、奈良線全線の複線化がぜひとも必要だと考えております。

現在、京都府とJR西日本とで整備区間や負担割合等について協議していただいておりますが、全線を一気にということは難しいようであります。しかし、今回の整備が次は必ず全線複線化につながるものでなければならないと考えておりまして、そのためにも京都府と連携し沿線市町と協力して、第2複線化事業ができるだけ早く着手できるよう努力してまいりたいと思っております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、JR西日本と京都府、そして 沿線市町が同時に整備区間や費用負担も含めた複線化整備計画に合意した後 に、事業に着手されるものと考えておりますが、詳細につきましては複線化 整備計画によって明らかになるものと考えております。また、ビジョンにつ きましては、今回の複線化整備計画がどういう整備内容になるのかを十分見 きわめて、検討してまいりたいと考えております。

2点目の白坂開発を含めた井手町の活性化についてでありますが、まず、JR山城多賀駅前再開発についての今後の見通しにつきましては、井手町都市計画マスタープランでは都市計画法に基づく地区計画制度を適用し、地区周辺の農地と調和のとれた良好な市街地の形成を図り、市街地開発を進めるとしております。特に、未利用農地が多い阪ノ下、北ノ代地区につきましては、平成22年9月議会の一般質問でもお答えしてきたとおり、開発を進めるには何よりも地権者の土地利用の意向が重要であります。府道上狛城陽線多賀バイパス完成後、関係者などに今後の土地利用について意見を伺ってきましたが、具体化するまでには至っておりません。また、開発を進めるには、当地域は軟弱な湿田であることなど困難な課題もありますが、少しでも取り組みを進めまして、多賀バイパスなどを生かしたまちづくりを検討してまいりたいと考えております。

次に、白坂開発を含めた井手町の都市計画の見通しにつきましては、本年 3月議会の一般質問での答弁でもお答えしましたが、白坂の開発につきまし ては、開発者から開発の協力が得られない用地1カ所を除いた計画に変更して進めたいとの意向のもと、必要な法的手続として国土利用計画法に基づく土地利用計画の変更を、来週に予定される京都府国土利用計画審議会において了承していただけるよう準備を進めるとともに、続く京都府都市計画審議会において、市街化区域への編入を決定していただく予定であります。今回の開発地域につきましては、井手町都市計画マスタープランで、雇用創出に向けた新たな産業を誘致するための新市街地とすることとしており、都市計画法に基づき工業系の用途を予定しております。

本町といたしましては、関係機関と連携のもと、地元のご理解とご協力を 得ながら雇用の場の創出、人口の定着、税収の確保などにつながる開発とな るよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、住宅地拡大につきましては、人口減少の課題を抱える本町において 緊急の課題であることから、さきにも述べましたが、府道上狛城陽線多賀バイパスが完成し飛躍的に道路交通の利便性が向上した坂ノ下、北ノ代地区や 平地部などを中心に検討してまいりたいと考えております。

議長(木村武壽) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 森田議員。

6番(森田泰雄) 町長の方から、きわめて固い決意と将来の未来像をいろいる言っていただきまして、どうもありがとうございます。まさに、特に多賀地区は山林部分が大方でございますので、多くの雄大な土地を利用して住宅になっていいだろうという期待が多く持っておられます。先ほど町長の方から今後の展望なり見通しにつきましては、それなりにベストを尽くすという固い決意をいただきまして、どうもありがとうございます。ぜひとも実現に頑張っていただくことを期待いたしまして、お答えにかえたいと思います。どうもありがとうございました。

議長(木村武壽) 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岡田久雄議員。

4番(岡田久雄) 4番、岡田久雄です。

事前に通告しております次の3点につきまして、一般質問をいたします。 まず初めに、人口減少対策について質問いたします。本年3月定例会にお いて質問いたしました人口減少対策については、人口減少対策に特化した審議会の設置について、本町の見解を伺いました。中谷副町長より、今後、提案いただいている審議会については十分に検討を行い、必要な時期になりましたら設置してまいりたいとの答弁でありました。また、今回の汐見町長の5期目の公約において、人口減少対策について有識者や住民による検討組織を立ち上げることが示され、大変心強く感じているところであります。特に少子高齢化が一層進む本町にとって、人口減少対策は町の大きな課題であり、大胆かつインパクトのあるハード・ソフト面での施策が重要であります。行政内部で十分検討され、早期に検討委員会を立ち上げられることを望み、次のことについて質問いたします。

- 1、人口減少の推移についてお伺いします。
- 2、人口減少対策の現状と課題についてお伺いします。
- 3、人口減少対策検討委員会の開催予定時期についてお伺いいたします。

次に、町のPR戦略と、ブランド開発・育成について質問いたします。本町においては、町の行政施策や各種イベント、各種団体や学校等の行事については、ホームページや広報誌を通じて十分に広くPRされています。また、町のブランド開発についても、まちづくり協議会や商工会等において、今日までさまざまな取り組みをされています。特に、町のPRについては、数年前からゆるキャラブームに相まって、各地こぞってアピールするご当地マスコットの活躍がテレビ・新聞等で紹介されており、国や地方公共団体、その他公共機関がイベントや各種キャンペーン、まちおこし、名産品の紹介など地域全般のPRに大きな役割と影響を与えています。特に京都においては、本年国民文化祭が開催されることから、PR隊長のまゆまろ、そして妹のまゆこも各地で人気を集め大活躍をしています。そこで本町においても、町をPRする戦略の一つとして、町が主導する中でマスコットキャラクターを制作し、町のイベントや名産品のPRに取り組むことが町の活性化につながるものと考えます。そこで、次のことについて質問します。

町主導によるマスコットキャラクターの制作について。

2、今後の町のブランド戦略について。

員の推進について質問いたします。

3、新聞等マスコミに対する情報提供の強化について、お伺いいたします。 次に、学校教育の充実について質問いたします。特に、特別支援教育支援

学校教員法の改正により、平成19年4月から特別支援教育が法的に位置づけられました。特別支援教育は障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。また、知的なおくれのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものです。特別支援教育が法的に位置づけられたことにより、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して支援を行う者を特別支援教育支援員として、平成19年度から地方財政措置も講じられております。さらに平成22年度からは、支援員の配置が公立幼稚園まで拡充されており、435億円の地方財政措置もなされています。また本年度におきましても、443億円の財政措置が予定されています。これは全国で3万8,800人、そのうち小・中学校が3万4,000人、全公立小・中学校におよそ1人の特別支援教育支援員を配置できる規模です。そこで、次のことについて質問します。

- 1、特別支援教育支援員の具体的な役割及び支援内容について。
- 2、本町において支援が必要とされている小・中学校別の児童生徒数について。
  - 3、本町における特別支援教育支援員の配置状況について。
- 4、本町において特別な教育的支援を必要とする子供の相談窓口はどこなのか、また、相談状況についてお伺いいたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長(木村武壽) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 岡田議員のご質問にお答えいたします。なお、他の質問につきましては担当から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

1点目の人口減少対策についてでありますが、まず、人口減少の推移につきましては、ピーク時の昭和53年9月末が9,451人で、平成23年8月末では8,172人となっており、ピーク時から1,279人の減となっております。次に、人口減少対策の現状と課題につきましては、これまでから人口の減少を食いとめるために、周辺自治体よりも進んだ取り組みなども

行ってきましたが、依然として減少が続いておりまして、その結果、住民の諸活動の活力低下や教育、福祉さらには商工業や農業、文化や地域の伝統行事などさまざまな分野に影響が生じておりますし、このような状態がこれからも続けば、取り返しのつかないことになるのではと強い危機感を持っております。したがって、今後は人口減少対策につながる施策を中心に取り組んでいきたいと考えております。そのためには、利便性を高めるためのJR奈良線の全線複線化や、雇用の場の確保となる自坂地区への企業誘致、住宅地適地拡大のための(仮称)宇治木津線道路をはじめとする軸となる道路の整備、また中学生の海外派遣や、中学卒業までの子供の医療費完全無料化や3人目以降の保育料無料化、さらには史跡を生かしたまちづくりなどであります。もちろん、今申し上げた取り組みだけで人口減少を食いとめることは難しいのではないかと考えておりまして、町外の有識者をはじめ町内の各種団体の代表者などから成る検討委員会を発足させ、提言をいただき、順次実施してまいりたいと考えております。

次に、開催時期につきましては、今回の一般会計補正予算にこの検討委員会の所要の経費を計上させていただいておりますので、ご可決いただきましたならば、できるだけ早い時期に検討委員会を発足してまいりたいと考えております。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) 2点目の町のPR戦略とブランド開発・育成についてでありますが、まず町主導によるマスコットキャラクターの制作につきましては、今年度、井手町商工会が京都府の新しい補助制度を活用し、商店街シンボルキャラクターの開発に向け取り組まれているところであり、本町としても一定の支援を検討してまいりたいと考えております。

この事業内容につきましては、地元の商店を活性化させることを目的に、 井手町にゆかりのあるシンボルキャラクターを開発するとともに、着ぐるみ もつくられる計画で、今後商工会のさまざまな事業で活用される予定と伺っ ております。また、本町が実施するイベントなどの事業においても、積極的 に参加していただければと考えております。なお、井手町では「もろえくん」、 町の花「ヤマブキ」、合併40周年で制定した「iマーク」などを町のシンボ ルマークとして封筒などに印刷し、PR活動を行っているところであります。 次に、今後の町のブランド戦略についてでありますが、山城地域には地域 で生産された特産物などを材料にしてつくられたふるさと加工食品が数多く あり、地産地消の取り組みとして定着しております。井手町におきましても、 山城特産井手町のタケノコを使った加工品や、特産の抹茶、ミカン、柿を使 ったサブレ、米を使った手づくり味噌などを特産品として、まちづくりセン ター椿坂などで販売され、いずれも田舎の味、おふくろの味と好評でありま す。また、最近では地元でとれた蜂蜜を使ったかりんとうを、ゴマ味、一味 味、抹茶味など、新たな商品の開発にも意欲的に取り組んでおられます。本 町といたしましても、昨年9月には地下鉄京都駅での「駅ナカ京のふるさと 出会い市」におきまして、井手町のブースを2日間開設し、特産品の販売や 町の観光をPRしてきたところであります。また、毎年パルスプラザで開催 される京都府農林水産フェスティバルが今年も11月に開催され、井手町の 団体がブースを開設されまして、特産品などの販売を行われる予定でありま す。続きまして来年1月には京都府の地場産業の周知、拡大のために、百貨 店で行われる「味めぐり・技くらべ展」におきましても井手町のブースを開 設し、町の特産品の販売と観光のPRを行う予定であります。今後も各種団 体と連携しながら町のブランドづくりに取り組んでまいりたいと考えており ます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治) 次に、新聞等マスコミに対する情報提供強化策についてでありますが、本町では現在、毎週月曜日には赤ちゃん・お悔やみ情報を、金曜日には翌週の週間予定を、京田辺・綴喜記者会の8社に定期的な情報発信を行うとともに、特に取材をしてほしい事業や行事については、こちらから個別に取材依頼や写真等の情報提供をしております。今後も本町のPRのため、町の公認ポータルサイト井手ねっとや町内のさまざまな活動について住民団体に協力を得ながら、マスコミ各社に対し積極的に情報提供を行ってまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田教育次長。

教育次長(木田修司) 岡田議員の3点目、学校教育の充実についてのご質問にお答えいたします。

その中の1点目、特別支援教育支援員の具体的な役割及び主な支援内容についてでありますが、特別支援教育支援員は、個別の支援を行う非常勤職員として担任と連携し、個々の児童生徒の障害の程度に応じて基本的生活習慣確立のための日常生活上の介護、発達障害の児童生徒に対する学習支援、児童生徒の健康、安全上の配慮、周囲の生徒の障害についての理解促進などを行うこととされております。

支援内容としましては、例えば授業においては、読み取りに困難を示す児童生徒に対して黒板の読み上げを行ったり、聞くことに困難を示す場合は担任の話を繰り返して聞かせたり、学習用具の使い方を教えるなど、そばについて個別の支援をしております。

次に2点目の、本町において支援が必要とされている小・中学校別の児童生徒数についてでありますが、本人の課題の状況を踏まえ、保護者の理解を得た上で特別な教育的支援をしている児童生徒として、小学校は18名、中学校は8名で、そのうち特別支援学級に在籍している児童生徒は小学校4名、中学校3名であります。

次に3点目の、本町における特別支援教育支援員の配置状況についてでありますが、井手小学校、多賀小学校に各1名の支援員を配置しております。

最後の本町における相談窓口と相談状況についてでありますが、まず小・中学校においては各学級担任が窓口となって相談を受け、校長、教頭も入った校内委員会において検討し、必要に応じて専門機関である京都府立特別支援学校の地域支援センターにおいて、相談や発達検査等を受けております。平成22年度、地域支援センターへ相談した件数は、小学校5名、11件、中学校2名、4件であります。また、就学前の園児や在学中の児童生徒が卒業後の進路等について相談がある場合は、井手町教育委員会で設置している就学指導委員会で対応をしております。本委員会において、より専門的な判断や試験を必要とする場合には、京都府就学巡回教育相談の機会を活用するなど、より適切な就学指導が行えるよう努めているところでございます。なお、平成22年度巡回教育相談をお願いしたのは1名、2件でございます。

議長(木村武壽) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岡田議員。

4番(岡田久雄) 学校教育の充実についてで、もう少し質問させていただ きたいと思います。

ただいま、特別支援教育支援員の配置につきましては答弁があり、各小学校に1名ずつというご報告をいただいたんですけれども、それの配置は京都府からの支援による配置なのか、それとも井手独自による配置なのか、お伺いしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田教育次長。

教育次長(木田修司) ただいまの岡田議員さんのご質問でありますが、小学校の特別支援員の財源は町単費の財源であります。

議長(木村武壽) 再質問ございませんか。

4番(岡田久雄) ございません。

議長(木村武壽) 次に、西島寛道議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島寛道議員。

1番(西島寛道) 1番、西島寛道議員です。

事前に通告しておりました2点について、質問いたします。

まず初めに、幼老複合施設における異世代交流の取り組みについてでありますが、高度成長期以降、家族形態は少子高齢化の進行や核家族化などの傾向を強めていき、家庭機能の低下、地域における人間関係の希薄化、ひとり暮らし高齢者のみ世帯の増加、要介護高齢者の介護問題などが懸念されています。長寿化により得られた長い高齢期をどう過ごしていくかが重要な課題となります。

1994年、21世紀福祉ビジョンにおいて、世代交流の必要性が強調され、高齢者と子供の世代間交流の試みが上げられてきました。高齢者施設で大切なのは、ケアすると同時に生きる喜びをいかに感じてもらうかが必要です。保育園では、核家族化問題の克服と日常生活の中での高齢者のふれあいが課題です。本町の老人介護施設については、50名以上の待機されている高齢者の方がおられ、逆に保育園の入所者数は定員割れで空き教室があると聞いております。この空き教室を有効利用し、幼老複合施設を検討してみてはいかがでしょうか。

現在、幼老複合施設によるお年寄りと子供たちの交流効果が上げられた例を少し挙げさせていただきますと、お年寄りに関しては、子供たちと接することにより高齢者の表情が豊かになった、足腰が弱い、部屋に閉じこもりがちな高齢者が園児との交流がきっかけで体力を回復し、歩くことができるようになったなど、例が挙げられ、子供たちに関しては、あいさつやマナーなどさまざまなことを高齢者から学び、直接教えられなくても車いす利用者や身体の弱い高齢者に対する配慮が自然に身についた、電車・バスでは高齢者を見かけたらすぐに席を譲り、高齢者に対し積極的に気がつき話しかけるようになったなど、交流効果が上げられています。地域包括システムのハード面の充実を図るためにも、幼老複合施設についてのお考えをお伺いいたします。

次に2点目でありますが、本町の防災対策についてお聞きします。3月11日、戦後最大級の東日本大震災の発生以降、全国的に自主防災に対する関心が高まってまいりました。本町は昭和28年の山城水害で107名ものとうとい犠牲が失われたこともあり、防災訓練には井手分署、行政、消防団などの協力を得て定期的に実施し、人命救助、擁護に力を入れてこられましたが、もし実際に災害が発生した場合、災害後の被災者への対応が大変重要となってまいります。そこで、現在、本町の備蓄状況とそれに対する今後のお考えはどのようになっているのかを伺いします。

以上です。よろしくお願いします。

議長(木村武壽) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事(加賀山睦) 西島議員のご質問にお答えします。

1点目の幼老複合施設における異世代交流の取り組みについてでありますが、今日の社会状況は、議員ご指摘のように、急速な少子高齢化と核家族化の進行により、家庭機能の低下をはじめ、地域における人間関係の希薄化、さらには高齢者の介護が大きな課題となっております。高齢社会は長寿社会でもあり、高齢者が安心して充実した老後の生活を送ることができるよう、諸施策を講じる必要があります。21世紀福祉ビジョンにおいて世代間交流が強調されて以降、平成5年度には地方分権制度が制度化され、高齢者施策と子育て施策を融合・連携する動きがさまざまな形で始まっており、その一

例として幼老施設の複合化の流れがあります。議員も言われているとおり、 幼老複合施設において高齢者と子供たち相互の交流効果が生まれていること も、お聞きしているところであります。

近隣では、宇治市の小倉小学校において、余裕教室を活用した老人福祉施設が併設され、社会福祉法人の運営により学校行事等日常的に交流が図れると伺っております。本町における介護施設の高齢者の待機状況や、保育園の定員割れによる空き教室を幼老複合施設として有効利用ができないかとのご質問でありますが、6月議会においてもご答弁申し上げましたように、待機高齢者すべてが新たな施設に入所希望されるとは言えないと考えております。また、デイサービスセンターでの通所介護サービスにおいても、1日35人の定員に対し約25人程度の利用であることから、現在定員を下回っている状況であります。保育園の状況につきましても、出生数から見て余り変化がないことや、少子化対策として今後予定しています保育料の3子目無料制度の実施により、急激に園児数が激減する状況ではないと判断しておりますので、今後の推移を見守りたいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務理事。

理事(西島栄治) 2点目の防災対策についてでありますが、まず、本町の現在の備蓄状況につきましては、アルファ米650食、乾パン327缶、豚汁150食、毛布90枚、浄水器1基、給水タンク5台、ハンドマイク5台、チェーンソー5台、ボート2艘、ガスコンロ6台、ガス炊飯器2台、ランタン20個、発電機3機、マスク10万5,000枚のほか、土のう袋やくい、木づちやのこぎりなどであります。今後の備蓄物資の考え方につきましては、発生率が高いと言われる東南海・南海地震が発生した際、本町における被害想定から、避難所へ避難されるピーク時の人数1,390人をもとに、1日分の食料の確保をはじめ毛布や簡易トイレなども備蓄し、またそれらを保管する倉庫も新たに購入するなどを考えております。そのための予算を本議会において計上させていただいており、3年計画でこれらの事業を実施してまいりたいと考えております。

また、食料品や衣類、日用品、医薬品などの物資の供給については、井手町商工会やイオンリテール株式会社、株式会社ユタカファーマシーと、また

飲料水については樋口鉱泉株式会社と協定書を締結しております。さらに、 建設機械及び資材の提供については、井手町建設業協会や部落解放井手建設 協同組合と、LPガスの供給については社団法人京都府LPガス協会城北支 部と、輸送車両の提供についてはFレンタリース株式会社、社団法人全国霊 柩自動車協会と協定書を締結しております。

今後も災害時における物資の供給につきましては、今申し上げた事業所以 外にも積極的に協定の締結を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長(木村武壽) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島寛道議員。

1番(西島寛道) 高齢者の方も若者も障害者の方も、すべての人がともに安心し、暮らしていけるまちづくりを今後もなされていかれ、地域包括システムのハード面の充実をさらに図られることをお願いいたしまして、質問を終わります。

以上です。

議長(木村武壽) この際、暫時休憩します。11時10分。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、村田晨吉議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 村田晨吉議員。

2番(村田晨吉) 2番、村田晨吉です。

さきに通告しておりました次の2点について、お伺いをいたします。

まず、第1番目に福祉タクシー券の交付についてでございます。近隣市町での交付数は、宇治田原町では22年度で151名、京田辺市は22年度で300名、城陽市は21年度で1,746名となっており、いずれも京都府の助成金がなくなった後も恒久的に取り組んでいくとのことです。年間1万2,000円、タクシーを利用しない場合は契約ガソリンスタンドでガソリン交換可能となっており、周知徹底の方法は広報紙に掲載しているとのことです。本町においてもぜひこの件について一考していただきたいと思います。

いずれも身体障害者は1級、2級、療育手帳保持者はA級が対象となっております。タクシー券の交付は身体障害者や腎臓透析者及び療育手帳Aを持っておられる方々を対象に、全国の自治体で交付されているところが多々ありますが、本町の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、有害鳥獣対策の取り組みについてでございます。

1番目、町民農園制度について。近年、放置されたままの田地田畑が数多く見られますが、この土地を再利用するために町民農園制度を設けてはいかがでしょうか。このことによって荒廃している農地などは息吹を取り戻し、農園希望者の集まりによって町の活気は蘇生されるとともに、人里に人が出入りすることによって有害鳥獣対策の一環にもなり、一石二鳥であると勘案されますが、町としてのお考えをお伺いいたします。

2番目です。有害鳥獣の追い払い隊の組織づくりについて。ことしもはや有害鳥獣被害が出ており、あちこちで猿、鹿などの出没情報が聞こえておりますが、町としての今年度の取り組みについてお伺いいたします。猟友会などのお話では、有害鳥獣といえども個体調整はしていない以上、殺傷処分はできないため、その方法は追い払いしかないが、追い払いが一番の効果であると伺っております。有王地区の住民は、鹿対策について防護さくの設置など自費で行い頑張っておられますが、鹿は相当高い防護さくでも難なく飛び越えて被害を与えております。聞き取り調査したところ、町としてもっと真剣に被害対策に取り組んでほしい旨、要求があったところでありますが、町としてのこの追い払い隊編成のお考えをお伺いいたします。

また、本年、国の鳥獣被害総合対策事業のうち、緊急対策枠として100 億円が計上され、防護さくなど自力施工する場合は町に定額補助があり、農 家に現物支給できるはずですが、これまで何件、どのような現物が支給でき たか、また爆音器、追い払い用むちなど、緊急予算で支給してはどうか。お りは何個設置され、どんな鳥獣が何頭捕獲されたか、実績をお伺いいたしま す。

よろしくお願いします。

議長(木村武壽) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事 (加賀山睦) 村田晨吉議員のご質問にお答えします。

1点目の福祉タクシー券の交付についてでありますが、本町では、公共交通機関の利用が著しく困難な方々のために、井手町社会福祉協議会が福祉送迎サービスとして、通院をはじめ公共機関への諸手続や福祉事業への参加等に送迎を実施していただいているところであります。また、今日まで、町独自の施策として、自動車運転免許取得教習費及び自動車改造費の助成を実施してきたところであり、国においても障害者所有の自動車税や自動車取得税の減免措置をはじめ、障害者と生計を一にする者が運転する自動車においても減免措置が講じられていることから、福祉タクシー券の交付は考えておりません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) 2点目の有害鳥獣対策の取り組みについてでありますが、まず、耕作放棄地での市民農園の設置につきましては、ご質問では放置されたままの田地田畑が数多く見受けられるとのご指摘でありますが、田畑につきましては農業委員会などの見回りや指導によりまして、草刈りなどの保全管理が行われており、荒廃した耕作放棄地はほとんどないものと考えております。また、都市地域と農村地域でのニーズの違いもあり、これまでから市民農園を求める声もほとんど聞いていないことから、本町が実施主体となって市民農園を開設することは考えておりません。

次に、有害鳥獣の追い払い隊の組織づくりにつきましては、ことしも農作物の収穫期を迎え、猿やイノシシ、鹿による被害が出てきておりまして、昨年に引き続きことしも鳥獣出没の通報があれば、現地確認やロケット花火による追い払いなどを行ってきているところであります。しかし、ことしは昨年に比べ目撃情報も少なく、追い払いに出かける回数も減ってきているところであります。また、国の鳥獣被害総合対策事業につきましては、本定例会に補正予算案を計上しているところでありまして、井手町鳥獣被害防止計画に基づき近々設置する被害防止対策協議会において対策を検討し、被害防止に努めてまいりたいと考えております。なお、本町では猿の捕獲おりを2カ所に設置しておりますが、猿の捕獲には至っておりません。

以上です。

議長(木村武壽) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 村田晨吉議員。

2番(村田晨吉) 1番目の福祉タクシー券のことなんですが、この間ある人がタクシーに乗られたら、運転手さんがタクシーの福祉券を渡してもらったらどうですかということを言われたらしいので、それでお客さんは「いや、井手町はないんです」と言うたら、運転手さんが「へえ、どこの町もあるのに」という、そういう返答をいただいたということで、極力こういう福祉券の交付については取り組んでいただきたいと思います。

それから2番目の有害鳥獣対策の取り組みについてですが、これは有王地区へ行きましたら、そういう補助金とか全く知らなかったというお宅がほとんどだったんですが、これも周知徹底の方をよろしくお願いして、私の質問を終わります。

議長(木村武壽) 次に、岩田 剛議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岩田 剛議員。

5番(岩田 剛) 5番、岩田です。

既に通告しております3点につきまして、質問をいたします。

まず1点目でありますが、町道22号線工事の進捗状況についてであります。町内におきます生活基盤の整備は大変重要であります。中でも町内住民の移動に欠かせない、生活基盤の中心となります町道の整備は特に大切でございます。本町では従来から、町道の整備については常に気を配り、毎年計画的にその整備に努めてきたところでありますが、町内アクセスの一層の向上を図るため、数年前から着手しております町道22号線の工事の進捗状況についてお伺いしたいと思います。本町道の開通には一部土地の買収(強制収用)が必要となるわけでありますが、収用計画の進捗状況についてもお教えいただきたいと思います。本町道の整備区間、それから道路の延長、道幅、歩道の有無等、仕様と開通時期について、見通しについてお伺いしたいと思います。

2点目につきましては、多賀地区の町道 2 号線、通称前川筋でありますが、 これの拡幅についてであります。町道 2 号線前川筋の府道から多賀バイパス までの町道につきましては、まず府道から賀泉苑への入り口までの間は既に 一部拡幅が完了いたしまして、自動車の行き違いは少し楽になり、歩行者の 安全対策も少しは改善されましたが、賀泉苑から西側、JR奈良線のガード下から多賀バイパスまでの部分は道幅が狭く、ガードレールもないために、車の利用の場合、特に女性の運転者や散歩中の歩行者が大変危険を感じるという住民からの声が多く寄せられております。多賀地区の東西の交通路は道幅が狭く、以前から道路幅の拡張が望まれております。町道1号線の拡幅には今後まだまだ時間が必要であろうと思います。早急な実現は難しいと思われますが、多賀地区の集落から国道への道路の整備拡張は喫緊の課題であります。土地の買収を必要としない2号線沿いの前川の水路にグレーチングなどでふたをして道路拡張ができないものかと考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。

3点目につきましては、電子黒板の活用状況についてであります。平成21年度に小学校・中学校の生徒の学力向上を図るため、それぞれの学校に電子黒板が各1台ずつ導入されました。購入金額は141万7,500円ということであります。その後、その電子黒板が授業にどのように活用されているのかお伺いしたいと思います。具体的な活用事例と教育効果についてお伺いたします。また、近隣市町の電子黒板の導入状況と利用状況はどのようになっているのか、あわせてお願いいたします。それと、今後の授業におけます活用計画はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長(木村武壽) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) 岩田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町道22号線工事の進捗状況についてでありますが、町道22号線の全体計画は、整備区間大字井手小字宮ノ前地内の上井手区公民館前府道和東井手線から、小字岡田地内町道23号線井手水道の浄水場まででありまして、延長437メートル、幅員5.5メートル、路肩両側75センチの歩道のない2車線道路であります。

次に、町道22号線工事の進捗状況につきましては、平成2年度に事業着手してから既に20年以上経過し、いまだ用地の協力が得られない箇所が1カ所あり、事業効果を発揮する全線開通に至っていないことから、用地の収用手続を進めているところでありまして、事業の進捗率は約90%でありま

す。なお、残りの整備につきましては、橋本橋から南側約100メートルの 築造と全線の舗装工事であります。

次に、用地取得などの収用手続の進捗状況につきましては、橋本橋南詰めにおいて土地収用法による収用手続を進めており、京都府収用委員会へ8月29日付で裁決申請書、9月9日付で明け渡し裁決申立書の提出を行ったところであります。今後は京都府収用委員会において審議を開始されることになります。また、開通時期につきましては、裁決までの時間が、収用委員会事務局によりますと順調に進めば1年、遅くとも2年以内であるとお聞きしておりまして、用地収用後2年程度の工事期間を見込みまして、順調に進みますと平成25年度末、遅くても26年度末には開通できるものと考えております。

2点目の多賀地区町道2号線前川筋の拡幅についてでありますが、平成2 1年3月議会でもお答えしましたとおり、JRより西側の農地部分につきましては、水路勾配が緩く維持管理上も課題があること、また出水時に水路が満水になることもあり、暗渠化につきましては慎重な検討が必要と考えております。しかしながら、自動車での行き違いに苦慮されている状況もお聞きしておりますので、地権者の協力が得られるのであれば、待避所の設置を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田教育次長。

教育次長(木田修司) 岩田議員の3点目、電子黒板の活用状況についての ご質問にお答えいたします。電子黒板というのは、パソコンにつないでの画 像提示や動画の再生、学習活動に合わせての画面への書き込みなどの有効な 機能を有しております。具体的な活用状況としましては、例えば中学校理科 で、授業中には観測できない夜空の星の動きを提示しその規則性を考察した り、小学校算数科では、図形の移動・分割・回転の動きを示し面積を求めた り、合同について考えたりするのに役立っております。このように、効果的 な資料提示や作業工程を繰り返し見せての説明、児童生徒の作品やノート、 班ごとの実験結果の映し出し、言葉では説明しにくい動きを伴う場面を具体 化するなどの働きがあり、児童生徒の興味関心を高め、思考を深めたり習熟 を図る上で効果があると考えています。 近隣市町の導入状況についてでありますが、山城地方10の市町広域連合教育委員会のうち、八幡市、久御山町が全小・中学校に各1台、宇治田原町では小学校2校に各14台、中学校に3台、木津川市では特定の小学校に3台設置されており、学習活動の充実に向けて工夫した活用がされていると伺っております。なお、他の5つの市町、広域連合教育委員会には導入されておりません。今後の活用計画につきましては、各校で電子黒板活用年間計画を策定しておりますので、教科、単元の特性に応じて効果的に活用できる時間を考えながら、一層有効に活用していくよう図ってまいりたいと考えております。

議長(木村武壽) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岩田議員。

5番(岩田 剛) 1点目の22号線の件ですが、府道和東井手線から橋本橋の間は道路は完成をしておるんですが、こちらのアスファルト舗装はできるはずなんですけども、ことしの予算にたしか計上されておったと思いますが、いつ工事ができるんでしょうか。いつから供用されるのか、お教えください。

それから2点目の町道2号線の件ですけども、出水時の処理ということなんですけども、あの広い前川にグレーチングを置いたら、重量的にもたないんでしょうかね。その辺、検討いただいたかどうか、お教え願いたいと思います。

それから3点目の電子黒板の件に関しては、ことしから小学校で英語が必修化されました。英語の教育については、特に会話が重要視されると思うんですけども、非常にこの電子黒板は有効に生きてくると思うんですけども、具体的に、もう既にそういう教育に利用されておるのか、そういうソフトはできておるのか。特に発音ですね。音と画像とで子供に教えるというのは非常に有効かと思うんですけども、その辺は活用されてるんでしょうか。先ほどの説明ではなかったので、教えていただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) ただいまの岩田議員のご質問にお答えします。

まず、22号線の舗装につきましては、議員ご指摘のとおり当初予算で計

上しております。ただ、収用の見通し含めまして、今、橋までは開通しても その安全対策等について検討も必要ということでありますので、今年度中に は舗装工事については完成したいというふうに考えております。なお、現在 まだ農繁期でございますので、農繁期終了後というふうに考えています。

次に、前川の状況につきましてですが、議員は重量的な課題も申されておりますが、私どもは田の中の排水ということもありまして、田から排水が、毎年水路にたまった泥等も地元の協力をいただきながら清掃もしているということで、常に維持管理の必要な水路であるという位置づけをしております。そういうことから、必要であれば土地の協力もいただきながらスムーズな交通体系をつくっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田教育次長。

教育次長(木田修司) 2点目でご質問の電子黒板の英語での活用状況につきましては、ご質問のように学習指導要領の全面改訂がされまして、本年度から小学校で実施されているところであります。その教師用の教科書の資料としてCD-ROMがついておりまして、また、小学校の英語活動で活用しています文部科学省の英語ノートのCD版等もございまして、一段と電子黒板を有効に使用しているということで聞いております。

以上でございます。

議長(木村武壽) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岩田議員。

5番(岩田 剛) 既にもうやっておられるんですか。どうも黒板見てますと、置いたままになっているような気がするんですけどね。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田教育次長。

教育次長(木田修司) 既に実施しているところでございます。

5番(岩田 剛) 終わります。

議長(木村武壽) 次に、谷田 操議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

## 11番(谷田 操) 11番、谷田です。

4点にわたって質問を行いたいと思います。

まず1点目は、原子力事故問題についての町長の基本姿勢をお伺いしたいと思います。東京電力福島第一原発事故から半年以上が過ぎていますが、今なお事故の収束の見込みは立っていません。それどころか新たな問題として、事故で放出された死の灰を長年どうやって管理するのか、放射能からどうやって身を守るのか、特に子供の健康と健全な発達をどうやって保障するのか、地域の除染をどう進めるか、放射能を帯びたがれきの処理、食品の安全担保などなど、さまざまな問題が噴出し、原発事故の影響は時間的にも空間的にも社会的にも、とてつもない広がりを見せています。

昨日、東京の明治公園では6万人に及ぶ脱原発集会というのが行われまして、国民の間の関心の高まりというものも非常に大きなものがございます。6月議会で町長は、関西電力や国への要望書を近々まとめるんだということで、中身を3点挙げられまして、その一つとして国民は大きな不安を持っている、その辺の現状認識は一緒だと思うんですけども、これからも原発ということにはいかん、ですから代替エネルギーを国において積極的に進めるよう求めると、そういう内容が含まれていると。ほかにも2点おっしゃったわけですが。しかし実際に直後の6月22日に京都府と市町村長連名で出された国と関西電力への要望書には、原発を今後も存続させていいのかどうかという、この基本についての意見表明が何もないものでありました。これだけ過酷な国民の困難、負担を強いている原発事故を2度と繰り返さないという保証は、何といっても原発からの撤退であります。この際改めて、町長が国に対して原発からの撤退を求めるということが必要ではないかと伺いたいと思います。

また、関西電力に対しては、少なくとも老朽化した原発の定期検査後の再 稼動は行わない、原発の新設は行わないというように求めるお考えはありま せんか、伺います。

8月10日付の京都新聞に、京滋の首長さんのアンケート結果というのが載っておりまして、その中の中心問題で原発のあり方についてというものと、再稼動問題があったわけですが、本町の項目のところは、原発のあり方というのは早急に廃止でも将来的に廃止でもない、判断できずその他という項目に分類されていたわけですね。再稼動についても判断できず、その他という

項目に、井手町の場合は分類されておりまして、町長、どのようにお答えになったのか、ぜひ基本的な考えとしてお聞きしたいと思います。

次に、関連して、6月補正で購入を決めました放射線測定器ですが、まだ購入できていないと。長岡京市では、購入した測定器のテストを行って活用法の検討が具体的に進んでいますし、精華町ではこの夏休みにすべての小学校の土壌の検査を終えられたということも聞いています。京田辺でも具体的に、高さ1メートルと地表部分と両方はかるんだということで、議会でも明らかになっているんですが、本町が契約した機種はどのようなもので、どこへ設置してどう活用するのか。専門家と協議するということでしたが、もう3カ月経っているわけです。協議の進みぐあいを伺いたいと思います。

2点目に、自然エネルギーの導入、促進についてです。さきに述べました6月22日に出された要望書で、町長は国にも関西電力にも、中・長期的な自然エネルギー供給への対応を推進するよう求めておられまして、本町ではそれに対してどういう対応をするのか伺いたいと思います。既に公共施設へは太陽光発電施設の設置や、またソーラー防犯灯導入などが順次行われておりますが、民間での自然エネルギー導入へもっと努力するべきではないでしょうか。震災原発事故後、住民の意識は高まっております。一般家庭での太陽光発電導入のネックは、200万円とも言われる高い初期費用であります。現行10万円の補助金の上限を思い切って引き上げ、さらに無利子融資など劇的な普及を進めてはいかがでしょうか。町内での電力自給を目指している高知県梼原町では、風力発電、太陽光発電、小水力発電などとともに、豊かな森林を生かし間伐材や端材で木質ペレットを製造してペレットストーブの普及なども行っています。森林資源に恵まれている本町でも、行えることではないでしょうか。本町の自然エネルギー導入の基本的な考えを伺います。

3点目に、台風の被害、防災対策についてであります。西日本を通過した 大型の台風12号は、各地に記録的豪雨をもたらし、多数の死者、行方不明 者が出ております。さらにせきとめ湖等で今も満水になっている状況で、土 砂災害が非常に心配される状況が続いています。本町でも激しい風雨が観測 されたと思いますが、気象や避難に関する警報等の発令状況と避難の状況、 被害状況を伺います。

1点目に町内の雨量、木津川や町内河川の水位の推移はどうだったか。 2 点目に、町内の避難者の数、避難場所、その避難場所での対応はどういうこ とがあったのか。3点目、道路の冠水や土砂崩れ、浸水などの住宅被害はなかったか。4点目に農地の冠水、稲の倒伏など農業被害の状況はどうか。共済の適用されるようなものがあったのかどうか、伺います。

京都地方気象台の観測所は、一番近隣では京田辺市の薪に、いわゆるアメダス、有線ロボット気象計というのだそうですが、設置されておりますが、本町での被害を防止するには木津川上流の雨量に注意を払う必要があると思います。木津川右岸には1カ所も気象計はありません。最近目立っているピンポイントでのゲリラ豪雨に対応するために、本町内にも雨量計や気象計を設置してはどうか、伺います。

4点目、玉川保育園の駐車場問題であります。園庭の南東側に保護者用の 駐車場が設けられまして、今、毎日何台の車が出入りしているのでしょうか。 園庭の南西側に正門がありますが、正門前で送迎の保護者の車が行き交い、 駐車場へ出入りするという状況です。正門を自転車や徒歩で出入りする保護 者、子供と交差するので非常に危険だと思います。駐車場から門前を通らず に車が出て行ける道路をつけるなど、改善策が必要ではないでしょうか。駐 車場内でも車からおりたり乗り込もうとする保護者、子供が、車のすぐわき を歩行しているという状況です。歩車分離が必要ではありませんか。園では 登下園時に保育士が何人も出られまして、門前や駐車場、近くの道路上で旗 を振られたりしながら交通整理や安全確認に当たっていただいております。 しかしこれは本来の保育士さんの業務ではないと思いますが、警備員を配置 するべきではありませんか。せっかく園舎に近いところに駐車場が設けられ、 玉川保育園と子育て支援センター両者の利便性が高まると期待をしたわけで すが、これまでは門前まで進入して来ないということになっていた送迎の車 がすべて門前を通ることになって、かえって危険度が増してしまったのでは ないでしょうか。早急に改善策を求めたいと思いますが、いかがですか。

以上でございます。

議長(木村武壽) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治) 谷田議員のご質問にお答えします。

1点目の原子力事故問題についてでありますが、まず、原発についての基本的な考え方につきましては、町長の提起により、京都府知事と府内市町村

長全員で国と電力会社に対し、原子力発電に関する緊急要望を6月22日付で行ってきたところであります。その内容につきましては本年6月議会において答弁いたしましたが、再度主なものを申し上げますと、深刻な事態の早期収拾に取り組み、一日も早い復旧・復興を図る。原子力発電の推進部門から独立した、監視機能の権限を持った部門の設置。また、自然エネルギーなどの代替エネルギーの導入のための総合的な施策を推進することなどであり、この要望の内容が京都府知事と府内市町村長のすべての考え方であります。

次に、放射線測定器につきましては、6月議会の補正予算後、直ちに機器購入事務を進め、7月に契約を締結しておりますが、機器の生産が追いついていない状況であることから、10月末から11月に納入できると業者から聞いているところであります。なお、購入機種につきましては、長岡京市と同様の機種でありまして、放射線が当たると光る結晶を使ったシンチレーション式測定器であり、マイクロシーベルトを計算できるものであります。また、現在、その活用方法については、計測方法や場所などについて京都府の環境技術専門官と協議をしておりますので、機器が納入されたならばそれに沿って計測していきたいと考えております。

3点目の台風被害防災対策についてでありますが、一つ目の町内の雨量及び河川の水位につきましては、大雨警報が発令された9月2日午後1時33分から、警報が解除となる4日午前11時19分までのおおむね46時間で、総雨量は69ミリでありました。次に、木津川の水位につきましては、最高水位は9月2日午後11時に3メートル34センチでありました。また、町内河川の水位につきましては、本町においては警報発令中の1時間当たりの平均雨量は約1.5ミリと少なかったことから、水位に余り変化はありませんでした。

二つ目の避難者の数、避難場所等につきましては、2日午後10時59分の暴風警報の発令時から、井手小学校、多賀小学校、自然休養村管理センター、人権交流センターを避難所として開設し、職員を待機させてきましたが、自主避難をされた方はおられませんでした。

三つ目の道路の冠水等につきましてはありませんでした。

四つ目の農地の冠水等につきましてもありませんでした。

なお、雨量計につきましては、既に京都府において、玉川左岸の山吹橋から下流30メートル付近の堤防敷に設置していただいております。また、雨

量、風向き、風速や気温などが計測できる気象計については、気象庁において地域気象観測システム、いわゆるアメダスの観測所をおおむね17キロメートル四方に1カ所を設置しているとのことであり、地理的要件などをもとに、京田辺市に設置したと伺っております。現在そのデータを気象庁が公表しておりますので、改めて本町において設置することは考えておりません。以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) 2点目の自然エネルギーの導入促進についてでありますが、まず本町での自然エネルギー導入につきましては、国や京都府の支援を受けまして、公共施設への太陽光発電装置の設置やエコ防犯ソーラーライトの設置を進めてきたところであります。また、地球温暖化防止のため、自然エネルギーの普及は、公共施設だけでなく民間事業者や個人への拡大も重要なことと考えており、井手町地球温暖化対策地域協議会とも連携しながら普及拡大に向け、企業や住民の意識高揚を図る取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、現在実施しております太陽光発電システム設置費補助金の引き上げや無利子融資の導入につきましては、平成21年11月より実施されました新制度での経済産業省の試算では、新築のモデルケースで補助金や余剰電気の売電収入、電気料金の節約額を合わせますと、初期導入コストの回収はできることから、補助金の引き上げなどは考えておりません。

次に、ペレットストーブの普及につきまして、議員は高知県梼原町を例に出されておりますが、梼原町は行政面積約237平方キロメートルで、町域の91%が森林で、林野面積は約214平方キロメートルの四万十川の上流に位置した町であり、ペレットの資源は潤沢にあると言われておりますが、一方、井手町は行政面積18平方キロメートルで、林野面積は約11平方キロメートル、かつ植林された山林も少なく、間伐材なども限られているためペレットの材料も乏しく、普及には適してないと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事(加賀山睦) 4点目の玉川保育園の駐車場についてでありますが、ま

ず、駐車場の利用につきましては登園、降園時それぞれ約30台が利用されております。

次に駐車場の利用と周辺の安全対策として、園だよりや育友会等を通じて、 一方通行等の自主規制の徹底を図るとともに、保育士による交通整理により 安全に駐車場を利用していただいております。したがって、警備員の配置に つきましても考えておりません。今後とも駐車場の利用につきましては、保 護者のご協力をいただきながら、これまで同様、安全確保に努めてまいりた いと考えております。

以上でございます。

議長(木村武壽) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

1 1番(谷田 操) まず原子力事故問題で、先ほどの第 1 問目でも、京都 新聞のアンケートの件も出させてもらったんですけども、今もあった、要望 書を出されたことはよく理解してますし、その中には一致できる内容も含まれていますし、当然のことやなと思っているんですが、その中にはだから原発そのものをどう考えるのかということは何もないんです。それは各首長さんでそういう意見もそろわないというところもあるかもしれませんから、うちの町長としてはどう考えておられるのか、京都新聞を見てもわからないので、はっきり原発にはこれからはそうはいかんとおっしゃってたんやから、早急にゼロにしたいということを表明してもらったらどうかなと。

あと、再稼動問題も、安全性が確認できたら再稼動するというようなことを野田首相も言ってるわけですけども、まだ福島の事故が収束もしてないのに、どうやって安全性を担保するのか、もう理解に苦しむわけですが、こういう状況で再稼動は認めるべきじゃないという立場を町長も明らかにしていただきたいと思うので、ぜひ直接の答弁をお願いします。京都新聞のアンケートにはどう答えられたんでしょうか。

それと、放射能測定器ですけども、京都新聞の9月2日付に長岡京市ではかっている様子が出てるんです。シンチレーション式の検出器で、いわゆるガイガーカウンターとは違うやつで、同じものと言われたんですが、これはかなり小型のものが写真には出ているんですけれども、何で長岡ではもう購入できて、こうやって8月中から測定やってるんですよ。6月に補正予算で

決まったということも、長岡京市も言ってるんです。何で井手町だけまだ買 えないんだろうかと。10月、11月ということですが。その辺は、どうな んでしょうか。努力はどうなっていますかということをお聞きしたいです。

それと、玉川の保育園の交通安全の問題ですけれども、園が努力していた だいているのはわかります。自主規制されていることも聞いてます。登下園 のときには、保護者の方にはお願いをして、一方通行してくださいというこ とは言われてまして、玉川沿いの交差点のところから進入してきますわね。 で、駐車場入って、出て行くときには西へ行ってくださいという形で指導さ れているのは知ってるんですけども、保護者の方が完全にそれに協力してい ただいたとしても、一般の通行もあるわけです。その一般の車まで、一方通 行の地域じゃありませんからそういう規制するわけにもいきませんし、なか なか限界があると思います。なぜ駐車場から園へ行くのにわざわざまた駐車 場出て園の正門から入らなあかんのか、駐車場の中から園庭へ歩行者はおり られるようにしたら、少なくとも車と子供が門前ですれ違うという危険がな くなると思うんですが、何でああいう設計になっているのか。今すぐやれる ことは、駐車場から園舎の方へ行く歩行者だけの通路をつくるということは、 すぐできると思うんです。車の通過道をつけてほしいという要望を私はした わけだけれども、それはなかなか大変やと思います。時間もかかるし、設計 も厳しいかなという思いはしますけども、少なくとも子供だけ、子供と保護 者が歩いて園舎の方へ行ったらどうなんですか。それも考えられなかったの か。最初の想定、どうなってたんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 汐見町長。

町長(汐見明男) 国に対して原発からの撤退を求める必要があるのではないかなと、なくせと、こういうことです。22年度の売電実績というのがあるんです。国全体でありますけども、火力が59%余り、60%弱です。原子力が33%。関電の場合は50いってると言われてます。水力が7.何ぼ。自然エネルギー、風力、地熱、あるいは太陽光、これがまだ1%弱、こういう状況にあるわけです。ですから、今、一気に原発をなくしますと、当然電力不足が発生するわけです。この前の韓国のような大停電、これが常時起こっているという。そうなりますと、やはり国民生活や、あるいは経済に大きな影響が出てくるわけでありまして、あるところで試算されているのは、失

業者が二、三十万人出るだろうとか、あるいはGDPが3.数%落ち込むだろうとか、こういうことであります。当然、今、急激な円高で輸出関連企業、開発協定を海外に求める動きが出ておりますし、現に出ているわけです。そこに電力不足が加速しますと、より海外に出るのは明らかになりまして、したがって、今、国民生活や経済に影響が出るということは避けるべきだと、このように思っております。

なお、この前も言いましたけれども、福島第一原発を見て、これから原発がふえるということは、これはないと思っております。そのためには、どうするのかということです。もちろん省エネ・節電、これは当然やっていかなければならないわけでありますけれども、もう一つは、先ほど言いましたような自然エネルギーであります。しかしこれも残念ながら1%以内で、今度の要望書の中には、国においてこれがもっと加速されて省エネが普及するようにということを要望をしているということであります。そして、そうなりますと原発がまだ動いているわけです。で、やはりチェック体制、これはやはりきちっとすべきだと思います。

今、経産省の中に推進するエネルギー庁と、チェックする安全保安院、これが同居している。例えが悪いかもわかりませんけども、同じ家の中に警察と泥棒が入っているようなものであって、これではやはりチェックがうまくいかないのではないかと、こういうことで、独立した機関ということの要望をしております。それと、京都の場合、原発銀座と言われておる福井県の隣接に位置しているわけです。当然、福井原発の事故も心配なわけです。ですから、日本海丹後地域の地震津波対策を検討するためのプレート警戒や海底活断層の位置などについて、科学的調査を実施をして、その結果を情報提供すべきだと、こういうことも要望をしてるということであります。

そういう内容を京都新聞に私の答えとして書かれたということです。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務理事。

理事(西島栄治) 2点目の測定器の購入の件でございますが、努力しているのかという質問でありますが、うちとしては6月の予算可決後、至急に契約を結びましてやっているということでありまして、業者の方にも一日も早く納入してほしいというようなことも言っておりますので、入り次第進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 谷田議員の質問にお答えします。

駐車場から直接園庭に入れる通路ということでございますが、予算上の中では当初バリアフリー整備事業で執行をしてきたところでございまして、当初この設計につきましては、障害者等の優先駐車スペースも考えてきました。これを設計を立てる中で、園庭に入るまでの車いす等の進入路の傾斜がとれないということから、駐車場のみのスペースにし、その中でスペースがとれないことで、もし車いす、また歩行器等が勾配の高いところを通ることによって危険があるということから、現在の正門前の通路として考えてきたところでございまして、それとあわせまして、今現在、保育園に入るところは正門と仮に西側にもう一度非常口という形でございます。それ以外にもう1カ所とを整備することによって安全管理、危機管理上無人になるということもございまして、今回設置をしなかったというところでございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

1 1番(谷田 操) 保育園のことは今度秋の交通安全運動、あしたから始まりますし、議員さんも皆さん各地域で立ち番というか指導に当たっていただけると思うので、保育園もぜひ議員の皆さんも見に行っていただいて、どうなのかと考えていただけたらなと思うんですが、今、安全に通行していますと言われていますけど、それは今、事故が起こってないからそれでいいんだけれども、本当にこれはちょっと考えてもらわないと危ないと思います。

それと、町長の原発問題のご見解ですけれども、学者さんにもいろいろな説おっしゃる方があって、琵琶湖に流れても水で薄まるから大丈夫やとか、最初汚染水が流れても海では希釈されるとか、そう言わはるような学者さんもおられて、自然エネルギーの考え方についても、どれだけ今後普及ができるかというような考えもいろいろな方があおりなんだけれども、少なくとも国がもう原発はやめると、自然エネルギーにシフトするんやという路線をきちんと確立することによって、爆発的にエネルギーの政策の転換にあわせたシフトができるというのは確かやと思うんです。これまで国策として原発進めてきたわけです。安全性というの

は度外視やったわけです。安全神話というのを振りまいてやってきたことに対して国全体として反省するならば、やっぱりここで一気に自然エネルギーを普及させるための指針を国がきちんと掲げるべきだと。そこへもって包囲していくために、やっぱり今、町長、福井の原発心配やとおっしゃいました。そういう地域から声を上げないと、国、包囲できないと思うんです。新たに首相もかわりましたけども、そういう自然エネルギーを普及する方向へ、原発はやめてという方向へ進めるために、やっぱりそういう不安を持っている地方から声を上げるということが大事なので、町長としても積極的に原発をなくす方向での発言をぜひお願いしたいということを要望しまして、再質問を終わります。

議長(木村武壽) これにて、一般質問を終結します。

この際、暫時休憩します。1時15分を目標にお願いします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時15分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第5、報告第12号、専決処分の報告についてを議題とします。 提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 西島総務担当理事。

理事 (西島栄治)

(報告第12号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑、ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

1 1番(谷田 操) この規定の中にはいろいろなものが含まれているんですけれども、例えば寄附金の控除、6ページにあるものとか、12ページの附則に書かれている寄附金控除の額が、これまでは5,000円以上の寄附金をした場合に控除していただけるというやつが2,000円でも対象になるということですから、いろいろなところに、ふるさと納税も含めてこれは対象になるんですかね、いろいろなところに寄附しようという機運に寄与す

るという点では、いいことではないかと思うものもありますし、15ページ、 高齢者の居住の安定の確保に関する法律ということで、高齢者用の住宅の優 遇措置というものも継続するというようなことで、いいところもあるんです けれども、一番気になるのは、例えば16ページの上場株式等に係る配当所 得の町民税の課税の特例ですとか、その後ずっとありますけれども、19ペ ージの株式等に係る譲渡所得の個人町民税、20ページの先物取引にかかわ る雑所得の特例、こういうものが今まで最後のページにあります附則によっ て、24ページにあるように、23年12月31日までの特例となっていた ものが2年間延長になると、25年12月31日までに延長すると。これは、 時限的に行うということでそういう株取引等で多額の資産を運用されている ような方が有利になる、本則20%なのに10%課税に、半分に減額させて いる措置を延長するということですよね。これはもう本当に大金持ち優遇と 言わざるを得ないと思うんですけれども、今まで井手町でこういう特例の時 限の、特例の対象になってきた方というのがどのくらいおられて、どのくら いの額が本則課税より低く抑えられてたかということがわかりますでしょう か。

それが1点と、もう一つはここには個人の町民税のことしか出ていないんですけど、法人はどうなるのかということなんですけど、法人税率というのは一定ですから、特に井手町の税率、今回いじるわけではないから変わりないと思うんですが、所得税の方で優遇措置が続いているんじゃないかと思うんですが、昨年度に1社で5億円も納税していただいたという法人があって、それは町としたら納税していただいたら結構なことやないかということかもしれませんが、しかし理由が未公開株の売買だったということも明らかにされておりますし、そういう点でこの所得税の方で優遇がされておれば、当然、法人税課税標準に税率掛けるということですから、影響を受けているはずやと思うんです。法人税の場合は、今回の国で決めた特例措置の延長というのがなかったら、5億円の納税というのは本来10億円いただけたんじゃないかということについてはどうですか。そういう考えに立てるんじゃないでしょうか。どうですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川税務課長。

税務課長(小川 清) まず、谷田議員のご質問でございます。個人のいわ

ゆる上場株式等の配当なり、それから譲渡での軽減納税率でございます。

これにつきましては、一般的な例で言いますと、まず決算書の中にもありますように、配当割交付金、いわゆる上場ですので証券会社等が個人で配当なり売買された場合の額があります。これは毎年交付金という形でのはね返りでありまして、それが井手町に当てはめてどの程度かということにつきましては、京都府で府単位で収納されるべきものですので、私の方では細かな数字については把握しておりません。

それから次に、法人税についてはどうなんかという話でございます。例えばの話で、昨年の決算での5億円、これはあくまでも未公開株でございます。今、この税条例の適用につきましては、上場株式等の配当、それから譲渡ということでございますので、未公開株については当たらないと。なお、当然、個人と違って、法人につきましては法人の所得税の中の町民税、いわゆる法人税額が井手町の法人町民税の課税標準額になりますので、そういう形でのものでございますので、今、議員がおっしゃっておられることについては、その未公開株での10億ということにはならないということでございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 法人の場合、未公開株を売った利益が町の住民税に直接かかわってくるなんていうことはないですよ、それはわかってます。だけど、所得税の方はふえるわけですよね。その分で言うと、井手町の法人住民税を課税する課税標準額というのが、未公開株を売った所得も含めてその法人が得た所得というものがもとに計算されるわけです。だから、5億円もふえたんでしょう。だからそれが、やっぱり証券優遇税制の延長をやめれば、未公開株だけではなくそこから派生する、未公開株を売ればまた取得される方もあるわけで、その方の配当所得というものも出てきますから、だからやっぱりそれは企業の所得も含めてかかわってくるんじゃないかと。そういうことにはなりませんか。その5億が10億になるかということにすると、そうではないかもしれないけれども、全くかかわりないということにはならないんじゃなかと。どうですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川税務課長。

税務課長(小川 清) 基本的に、例えば個人と法人というのは、課税の仕組みが全く違います。法人税は当然譲渡、それから資産、土地、いろいろな動産、それから株式、配当と、こうあります。上場の部分については軽減措置というのは認められています。今言うてる部分というのは、これは法人の収益に当たる。ということは、当初未公開株の取得価格があって、当然、未公開株を売るわけですから、仮に100売ったやつが1,000万になった、そうしたら900万の利益が出てくる。これは未公開株ですので、これは法人としての利益。ですから、この利益に法人税率がかかってきます。ただ、谷田議員、ちょっと誤解してはるんかわかりまへんけど、当然一つのA社という会社があって、当然未公開株も持っとる、それから上場株も持っとると、そういうケースはありますよ。でも、今言われた未公開株に関しては、これは収益として、法人の収益として法人税をお支払いになるということになりますので、また違う課税体系やというふうに私は認識しているところでございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 反対の立場で討論します。

ただいま議題になっています報告第12号、井手町税条例の一部改正する 条例制定の件に反対の討論を行います。

国会では地方税法改正で今回の町税条例改正が行われたわけですが、寄附金の税額控除の適用下限の引き下げとか、高齢者向けの有料賃貸住宅の固定資産税減額とか、評価できるものもありそれには賛成をするものですが、その中にある証券優遇税制については反対をいたします。

その内容は、株の売買益、配当などの所得に係る税率20%を特例措置で10%に今、半減をしているわけですが、それをさらに2年間延長しようというものです。世界の主要国で比べますと、個人の投資家が株の売買益で1億円もうけたとして、世界では一体幾ら税金がかかるかということを調べますと、ドイツとアメリカは26.4%です。イギリスで27%、フランスは

31.3%もかかります。日本の今の10%というのは、その2分の1から 3分の1、国際的にも非常に低い税率です。例えば個人でトヨタ自動車の豊 田会長というのは、半減によって1億1、000万円優遇された。イトーヨ ーカ堂の伊藤さんという名誉会長は1億円、京セラの稲盛さん、8,000 万円、巨額の恩恵を受けています。株の売買益では合計所得100億を超え るたった6人です。6人の高額所得者が116億円もの巨額の恩恵を受けて、 全国の投資家のうち2.6%しかいない巨額投資家がすべての株の売買益の 72.5%を占めています。庶民がわずかなお金を投資に回している、そう いう税金とは、そこにかかる税金とは全然違うわけであります。財政が厳し いと言いながら、庶民には増税を次々と押しつけながら、税金の負担能力と 自力のあるそういう大資産家や大企業には減税をする。余りにも異常です。 最近、アメリカをはじめ欧米の大富豪と呼ばれる方々が、我々にもっと課税 をしてくれという意思を表明されました。当然のことじゃないでしょうか。 ところが日本では相変わらずこういう大企業、大資産家優遇を続けてる。今、 日本は東日本大震災の被災者支援、復旧・復興などに税金を使うべきときな わけです。生活が苦しくて町税なかなか納められないという方には、今度の 条例で厳罰化というものも明記されています。京都府では税機構ができてか ら、差し押さえですとか面接もしないまま、一度も面談することもなく差し 押さえが強行されるというような例がふえていますから、この厳罰化につい ても非常に悪質とはいえない滞納者まで影響が及ぶんじゃないかという危険 がうかがえます。

以上の理由によって、税条例一部改正の条例制定には反対をいたします。 議長 (木村武壽) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これにて討論を終結します。

これより報告第12号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第12号は、承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(木村武壽) 挙手多数であります。よって、報告第12号は承認する ことに決定しました。

次に、日程第6、報告第13号、専決処分の報告についてを議題とします。 提出者より提案理由の説明を求めます。 (挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治)

(報告第13号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。 討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。 これより報告第13号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第13号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって報告第13号は承認することに決定しました。

次に、日程第7、議案第33号、井手町特別職の職員で非常勤のものの報 酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。 提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事 (西島栄治)

(議案第33号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。 討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより議案第33号、井手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第33号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、議案第33号は原案のと おり可決されました。

次に、日程第8、議案第34号、井手町消防施設整備基金条例の一部を改 正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治)

(議案第34号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより議案第34号、井手町消防施設整備基金条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第34号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、議案第34号は原案のと おり可決されました。

次に、日程第9、議案第35号、井手町災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事 (加賀山睦)

(議案第35号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより議案第35号、井手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を 改正する条例制定の件を採決します。

議案第35号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、議案第35号は原案のと おり可決されました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第10、議案第36号、平成23年度井手町一般会計補正予算 (第2回)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事 (西島栄治)

(議案第36号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 丸山久志議員。

9番(丸山久志) 労働費の緊急雇用創出事業でありますけども、どういっ た内容の事業をお考えかお伺いいたします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田課長。

企画財政課長(木田昭弘) ただいまの丸山議員のご質問にお答えします。

今回、第2回の補正で上げさせていただいた緊急雇用創出事業の内容ですけれども、公共施設等の環境整備といたしまして、玉川保育園の東側の町有地の草刈りや剪定、それから高月公園の南側の町有地の草刈りや剪定等を、町有地の環境整備を行う事業が一つ。それから、町営住宅の維持管理業務ということで、ニコイチの住宅の傾斜屋根の雨漏りの修繕や住宅の外壁の塗装等の修繕の事業です。それから、学校の校内の環境整備といたしまして、校舎の外壁の塗装等、それから屋上配管等の塗装等修繕に係る業務を行うもの、それから公園、東部公園や西部公園等の剪定、伐採等を予定しております。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岡田議員。

4番(岡田久雄) 9ページの児童福祉総務費の中に、大型遊具購入等とありますけれども、どのような遊具をどこの場所に購入されるのか、お聞きいたします。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 岡田議員の質問にお答えします。

今回購入しています遊具につきましては、玉川保育園につきましては年少向けの児童を対象とした室内・室外でも遊べる木をベースにした滑り台つきの遊具を計画しています。多賀保育園につきましては、汽車型の遊具で滑り台やリングネット登りなどが整備されている遊具を計画しております。それからいづみ保育園につきましては、年少向けのローラー滑り台を計画しているところでございます。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 村田晨吉議員。

2番(村田晨吉) 2つお聞きいたします。8ページの企画費の仮称なんですけども、この人口減少を食い止めるための検討委員会というのは公募ですか。何人ぐらいの規模なんでしょうか。

それから下の方へ行きまして、6款の鳥獣問題の、朝も質問したんですけ ど、この有害鳥獣駆除費というのは何件分ぐらい検討されておるんでしょう か。周知徹底して、もらえないとか、自費で12万円も出したという人もお られるんですけども、その辺ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田企画財政課長。

企画財政課長(木田昭弘) 1点目の企画費の(仮称)人口減少を食い止めるための検討委員会につきましてのご質問にお答えします。今回補正を上げさせていただいておるわけですけれども、これからこの検討委員会の発足に向けて、委員さん等のどういう方ということで検討していくことになるかということになりまして、今現在とりあえず予算の計上といたしましては、今回報償費といたして21万6,000円上げさせてもらっているのは、12名程度を想定をした形で上げさせていただいたということで、ただ、実際に何人やということまでは今現在のところまだ決まっていないということで、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、公募につきましても委員の方をこれからお願いしていくことになるわけですけれども、どういった形で発足させていくのかという中で、庁内で十分検討して、公募についても一緒に検討を含めてやっていきたいというふうに考えているところですのでご理解をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 藤崎産業環境課長。

産業環境課長(藤崎裕司) 村田晨吉議員の2点目の野生鳥獣被害対策のついてご説明申し上げます。

本町におきまして鳥獣被害対策交付金を使いまして、井手町の有害鳥獣対 策協議会を設置しまして、その中で検討していただくということで、メート ル単位1,000円で4,630メートル分を計画しております。

以上でございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岩田議員。

5番(岩田 剛) 9ページの災害対策費の備蓄物資購入651万1,000円の内訳を教えてください。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

総務課長(脇本和弘) 岩田議員のご質問にお答えいたします。

備蓄物資の購入事業の関係でございます。内訳としまして、まず需用費であります。食料費としてアルファ米、乾パン、あと、高齢者用の食事ということでお粥さんみたいなものです。それが項目であります。あと、粉ミルクも検討しております。それとあと、消耗品でございます。消耗品としましては哺乳瓶、毛布、おむつ、生理用品、簡易トイレの袋の方です。用を足す袋ですけれども、それを消耗品として計上させていただいております。合計318万6,000円でございます。

あと、備品購入の関係でございますけれども、簡易トイレのテント、個別にできるテントと中のトイレです。洋式で座るものです。あと、発電機、それと備蓄倉庫です。こちらの方、今、西部の地区にもありますけども、備蓄倉庫、あれと同じものを考えておりまして、合計が332万5,000円ということで計上させていただいております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 村田晨吉議員。

2番(村田晨吉) この質問、先ほどほかの議員が質問されたんですけど、 この労働費の緊急雇用創出事業費なんですけど、これは住宅助成制度にした ら効果があると思うんですけど、その辺の考えはどうですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治) 村田晨吉議員のご質問ですけども、これについてはここにも委託料で支出をしていく、それで今、失業されている方を雇用して執行していくという形になりますので、住宅助成の今言われたような形としては 考えておりません。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) まず6ページの歳入の方ですが、基金の繰入金で消防 防災施設等整備基金繰入金ということで上がっていますけれども、これは先

ほどの議案第34号でこういう基金の名称に変更をするということを、今可決したわけですよね。専決で決まってたことでもない。今議案として出てきたものをもう可決したこととして、名称も変更してこうやって議案に書いてある。やっぱり、議案として決まったので変更しますと、名称変えましたということであったらわかるんですけども、もう何か、それやったら議会なんかほんまにあってなきがごときじゃないですか。こういうやり方は議会軽視じゃないですか。それが1点。

それと2点目ですが、人口減少の検討委員会ですけども、こういう形でい ろいろな個別の実証について諮問委員会等をつくって意見を聞く、そこで諮 問したことにこたえるという形で施策をやるというのは、町長、このごろよ うやっておられるというか目立つ手法なんですけども、これは、殊この問題 に関しては、本当に根本から考え方を変えて一大決心をして取り組んでもら わなあかんことだと思うんです。今までのやり方を踏襲して、各団体からだ れか代表出てくださいと、公募でやるのかどうか知りませんが、住民代表入 れましょうと、町内は各担当部局の管理職を入れて、議員さんだれか入って もうてみたいな、従来型のそういうやり方で、アイデアが出てきて本当に前 へ進むなら、もうやってるんです。ほんまに根本から考え直して、私は長期 計画持って行政と学校、大学等とも連携をとって調査研究の委託も含めて、 研究室なんかに長期で入ってもらって研究してもらう。井手町どうしたらい いかと。そういうことも検討するべきやと思うし、役場の庁舎の中で言いま すと、それは住民の意見は大事ですよ。大事だけども、ほんまに井手町どう したらいいんやろと、一生懸命考えてくれてるのは職員やと思うんです。自 分の仕事にかかわっていろいろ矛盾も見えてるし、こうしたいなと思うこと もみんな持ってると思うんです。だから職員の中でいろいろな提案政治とか もやってもらいたいし、本当に職員が自発的に研究会やらやってくれたらい いなと思うけれども、こういう委員会つくるんやったら、若手の職員さんの 意見が自由に出せるような、そういう場も設けてもらったらどうでしょうか。 失礼やけども、ある程度の年代になってはる、ここのひな壇におられる方々 は、大過なく自分の仕事をとにかくやり遂げたいという、そういう思いにと らわれるのはわかります。だから、チャレンジャーで若い方にしっかりと意 見出してもらえる場をつくってほしいなと。住民ももちろんですけど、職員 の知恵をかりるというのは一番大事なことじゃないかなと。今までのやり方

から切りかえるという意味でも、そこに力を入れてほしいというふうに思います。もちろん公募で住民代表入れてもらう、プラス町外もどんどんと入ってもらったらいいじゃないですか。そういう根本的な、従来どおりというのをやめて、ネットも活用して、腰を据えてやっていただくと。これ、どのくらい期間かけてやらはるつもりなのかを、まず聞きたいと思います。

次に8ページで、子育て支援の特別対策で備品購入、車を買うということで、公用車を買うと。保育園の家庭訪問用というのもわからんことはないんですけど、じゃあ小学校どうなるんやと。小学校だって家庭訪問、先生方、緊急で行ってもらったりしてるんですけども、そういうのはずっと借り上げでやってるわけですよね。保育園だけなんかと。小学校は要らんのですかと。それと、人権センターの方で車買うというのは、これまでも人権センターには公用車ないんですか。これ、じゃ、買いかえというか、子育ての補助金を使ってこれまでの人権センターの車買いかえるというんやったら、ちょっと補助金の目的外の使用じゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

次の点で、9ページの失業対策の雇用創出ですけど、何人も質問出てますが、これをやって何人の方が何カ月ぐらい、どのくらいの報酬をそれぞれ得られるのか、委託ということですが、どういう形で失業者の方を集めはるんですか。ハローワークに委託してしまうということですか。先ほど村田晨吉議員がおっしゃってたのは、住宅改修助成制度をこれで雇用創出つくるのに活用したらどうかということですけど、草刈りも環境美化もいいですよ、手っ取り早い仕事づくり。でもそこからの波及効果というのがないんです。やったら終わりと。その5,300万使い切ったらそれで終わり。次また草が生えてくるまでないわけですよね。そこから新たな経済効果が波及していくようなものに使うということであれば、本当に住宅を改修するような、そういう工事に助成をしていくというのは非常に有効やと思うんですが、その辺の考え方もお願いします。

最後のページ、10ページですが、扶助費、中学校費の中で扶助費がふえているんですが、これは何人ぐらいの子供にどういう形の扶助費をふやすのかと。中学校費で出てるんですけど、小学校は、現下の厳しい経済情勢の中で、中学校だけなんですか。小学校の方は緊急に扶助費が必要な子供というのはいないのか、就学援助はふえてないのか、その辺の状況をお伺いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 谷田議員のご質問にお答えします。

まず1点目の、人口減少に関します検討委員会について、種々ご提案なり考え方をお聞かせいただきまして、こちら側からお答えすべき分についてお答えしたいと思います。まず、いろいろ町長のやられる審議会について意見をおっしゃっておられますが、ひとつ職員にもということでございますが、町長から指示がございまして、この件とは関係なく、町政全般にわたって職員が提案制度をつくっておろして上げてもらうと。これはもうどの職員に限らずということで、これは理事会でおろされまして現在執行しております。ただ残念ながら、提案制度のもとで上がってきたという報告はございませんので、今のところないのかなというふうに思っております。

次に、人口減少の検討委員会、今までのようによくやられる審議会のよう に、委員を決めて諮問をして答申をいただいてということでありますが、一 般質問の答弁でもお答えを申し上げ、また種々の場で町長も述べられておら れますが、今まで平成7年就任以来12月に町内から提出された2,000 名の方、過去5年間にさかのぼって提出する理由を聞かれるなど、実際に提 出された方の声を生かしたまちづくり、また、住民の方々にあらゆる機会を 通じて懇談会、またアンケート調査等をやりながら、まちづくりは住民とと もにという姿勢でやってこられた中で、各種委員会、審議会、それから各界 各層との懇談会、特徴的なのは5期目の公約で上がっております子供さんの 保育料3人目以降無料化につきましても、これも子育てグループとの話し合 いの中で2人目が半額、3人目が現在無料でありますが、同じ時期に3名子 供が保育園へ預けてなかったらあかんのですかという声が上がりまして、こ れらの声を町長の方で聞かれまして、そういうことなんやなということで、 今回新たに1人目、2人目がいなくても3人目だけでも、子供さんが保育園 に入った場合にこのような制度をつくっていくということで、それらも住民 の声を聞いた結果反映して、これから施策として生かされようとしていると ころでございます。

さて、具体的に人口減少検討委員会でございますが、これらを踏まえながら庁内の役場の職員の管理職とか、それから今まで議会代表とか、各種審議会の代表の方とかいう形で、今までと同じように選ばれてと言われておりますが、今回町長から指示がありましたのは、町外の有識者のお知恵をかりな

がら、今までいろいろな取り組みをやってまいりまして、まだ人口減少に歯どめがかからない状況が一方あるということで、新たな視点を持って外から見てもらった井手町についてもご意見を賜りたい。また役場の職員も入るということは、全然イメージしておりません。役場以外の住民の方については入っていただくように、これは考えておりますが、これにつきましても検討を、先ほど担当課長も申しましたが、検討していくようにという町長の指示でございます。それも、私どもよく言われるのは、自分たちが会議をしやすいように、そんなメンバーを選ぶのやったら、そんな審議会、検討委員会はやらんといてくれと。本当にまちづくりに役立つためのいろいろなご意見をいただけるような委員さんを選ぶような委員会構成を考えてくれということも条件に言われておりますので、まずは町外の有識者の方、町内の各種団体を含めたいろいろな方々に、どういう方々がいいのか検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから大学への調査研究というような形で長期にわたって、ある程度時間を設けて、専門機関にお任せすることも一つの方法ではないかというご提案でございますが、先ほど申し上げた町外の有識者、大学の先生も含めまして、いろいろな方を今検討しておりまして、その中でそういうこともございましたら、検討していきたいと思ってはおりますが、谷田議員、平成10年、私が総務部長当時に立命館大学政策科学部とインターンシップをやると言うたときに、私の席に来られまして、学部生に任せても成果が上がるんですかと、コンサルに頼まはった方がよろしいやんと言われたことも、今、時間の経過とともにいろいろ考え方もお変わりになったんやなということで、大学の力もかりながら調査研究の一つとして、有効ならば先生とも相談をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、人口減少検討委員会にかかわります答弁については、以上のように 答弁したいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 答弁漏れ、期間はということでございます。これは有識者を含めた委員の方々もまだ決まっておりませんので、できるならば、できるだけ早いこと発足をして、そして有意義に回を重ねていただいて、ただ、

課題が今までいろいろなことをやながら解決しなかった問題でございますので、ある程度時間は要るのかなと。ただ、その中で町長が言われているのは、順次必要なものを出していただいて、それについては順次実施していくということで、考え方としては持っているところでございます。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務理事。

理事(西島栄治) 谷田議員の質問でありますが、最初の条例改正と予算の 関係の歳入の名称の関係でありますが、条例改正と予算が同時に出す場合に ついては、新たな条例の名称を用いるというのが適切であるということで、 府の方にお伺いしまして、そういう形で予算化したものでございまして、何 も議会を軽視したわけではございません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田企画財政課長。

企画財政課長(木田昭弘) 緊急雇用創出事業に関する谷田議員のご質問でありますけれども、今、想定しておりますのは補正後という形であと6カ月、今年度ございますので、6カ月の期間であれば16人程度の雇用を見込んでいるということでございます。

また、住宅改修などの波及効果などというようなお話もございましたが、この緊急雇用創出事業が、この経済情勢と雇用情勢が悪化してきてやむなく離職というようなことになられた方に、一時的な就業の機会を与える等というのがもともとの趣旨でもございましたので、その中で井手町で何とかできるような事業はないかということで検討した内容ということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 木田教育次長。

教育次長(木田修司) 谷田議員の教育振興費の扶助費の内容につきましてでありますが、本議会の冒頭に町長からの提案説明の中にもございましたが、 扶助費につきましては、昨年度3月11日の東日本大震災によりまして、当時の2年生の学年がスキー研修に修学旅行に行く予定でありましたが、余震による影響等で取りやめになったところであります。その修学旅行を本年、 3年生になってからでありますが、九州長崎の方に変更いたしまして実施したことによります予算でありまして、中学生は65名分であります。なお、小学校の扶助費等のご質問でありますが、これは当初予算で対応できるものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島同和人権担当理事。

理事 (西島楠博) 谷田議員のいづみ人権交流センターの車のことなんですが、買いかえではなしに新たに購入ということです。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 山口いづみ人権交流センター所長。

いづみ人権交流センター所長(山口敏彦) 谷田議員の質問なんですが、今、 担当西島理事の方からお答えさせてもらったように、公用車は今現在2台あります。ご存じのように住宅並びに人権交流センター等で使用頻度が非常に多くあります。それと、最大の理由といたしまして、谷田議員ご存じのように、児童虐待については家庭訪問等があります。ご存じのように、家庭訪問をする場合は、付近住民の方に公用車で来ているというのを察知されては非常にいけません。ということで、今回購入する車については、井手町という名前は入れずに、児童虐待の防止のための公用車を購入する予定であります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 雇用創出の件で、6カ月で16人ということは、延べにしますと96カ月分ということですか。そうすると1人1カ月この予算でいくと、お幾らぐらいを支給できるんですか。

それと、今の公用車の使用の話は、そうやって出てしまうと、またわかってしまうということかもしれませんが、じゃあ保育園の方の公用車の意義づけはどうなってるんですか。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 先ほど山口所長が答えましたように、保育園の 公用車につきましてもネーム、それからスピーカー等は設置はつけないとい うことで、これにつきましては京都府の方に確認した上で、それはつけない、 つけるなということでございますので、今回はつけません。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田企画財政課長。

企画財政課長(木田昭弘) 緊急雇用創出事業の関係ですけれども、一応今回の予算で人件費見合いということで見ておる部分を人に合わさせてもらうと、延べで1,980人程度を見ております。月を20日ということで計算をさせてもらって、大体16人ぐらいやということで算出をさせていただいております。

(「単価」の声あり)

企画財政課長(木田昭弘) 単価といたしましては、日当の当たりの基準が 1万3,400円です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊議員。

10番(中坊 陽) 8ページの企画費、人口減少を食い止める検討委員会、 先ほどから質問出ておりますけども、これは町長の今回の公約ということで 早速予算計上されました。高く評価するところですけども、検討委員会にな ると、交通機関のことも検討されると思います。ちょっと予算とは外れます けども、そうした中で今回請願として、町内また田辺までのバスの運行につ いての請願が出ております。この件については以前にも出てまして、前回は 町の方にも出たんですけども、要望書が、今回は出ているのでしょうか。ま た、そのときの検討の内容も、そのときにも聞いたかもわからないですけど も、新しい議員さんもおられますのでもう一度お聞きしたい。社会情勢的に はそのときとは余り変わっていないように思いますけども、今の町の考えも 含めてよろしくお願いしたいと思います。

それと、その下のまちづくり協議会補助金、これについては協議会が何か 事業をされるのか、その点お聞きします。

それと、9ページの一番下の備蓄物資購入、これ、倉庫もありましたけど も、現在はどこにあるのか、また新しく設置はどこへ予定されているのかを お聞きします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 人口減少問題の検討委員会に絡みまして関連質問ということで、バスの運行にかかわります、私どもが署名活動の上で要望を受けました平成21年当時の状況と今現在はというお尋ねかなというように思うわけでありますが、当時は一つは路線バスでありました奈良交通が休止になって町の議会の交通対策特別委員会でも検討結果のご説明を申し上げましたが、それをベースに署名活動をされた方、当時6名か8名の方と私どもと、私どもが総務部長であって財政課長と担当とで3階の会議室でお会いさせていただいたということでございます。そのときに、巡回バスをというご要望がございましたので、路線バスを廃止した、休止になって町がその以後検討してまいりました内容についてご説明を申し上げました。

その中で私どもは、その当時の路線バスの路線経路が城陽市、京田辺市、井手町を回るということで、奈良交通からの申し出がもし続けていただきたいということであるならば、2市1町で赤字分を補てんを言うことでございまして、2市が検討された結果うちは補助金を出すつもりがないということで、井手町1町がその補助金をもって路線バスの休止を、続けていただくのかどうかという検討をしたわけでございます。そうしたときにバス会社からいろなデータをいただきまして、そのこともご説明申し上げました。1日当たり13便バスが走っておりまして、1日すべての便を合わせますと26.5人、平均しますと2人の方が乗車されているという状況でありますので、赤字が当時1,700万を町が負担していただけるならばという話でした。

それともう一つは、井手町内が大変道が狭いので、離合が大変困難だということで、道路の拡張も考えていただきたい、狭いところについては拡張も考えていただきたい。また、Uターンする場所も確保していただきたいというさまざまな条件がついておりまして、私どもは大変検討してルートを変えればとか、いろいろなことを検討しまして、最終いろいろな専門家の方にも聞きましたけどれも、「井手町さん」とそこで言われたのは、乗り合いバスを経営として運行されている会社が、これで経営、一番この路線で、この時間帯で採算をとれるのではないかということで考えられた路線で赤字であるということであるならば、井手町がどんなことを考えられてもそれ以上考えつくとは考えられませんねということも言われながら、我々も検討してきたと

ころでございます。

そうした中、10人の乗り合いジャンボタクシーにつきましても、ある会社に問い合わせをしまして、運行回数を同じにしてどれぐらいの費用がかかって、どれぐらい乗ればということで検討しましたが、これにつきましても1,000万以上の赤字が出るということで、バスの利用状況を見るときに、JR奈良線をご利用いただくならば、そのバスのかかっている所要時間と同じだけでJR奈良線から学研線へ乗り継いでいただいたらいけると、料金も変わらないということでございました。

それともう一つは、1日13便走っておりましたが、JR奈良線をご利用 いただくと六十数本奈良行きがございまして、木津で乗り換えていただいて も3、40本の乗り換え電車がございますので、路線バスよりも3倍から4 倍便利がようなって料金も変わらず時間も変わらないということでございま すので、それのご利用をと。当時、JR奈良線の玉水駅に快速電車がとまり まして、乗り降りのお客さんの数で今後も続けていただけるかどうかと、我々 も大変心配しながらいつも乗降客の動向には注意を払っているわけでありま すが、一たん快速停車をやめられてしまいますと、もう一度とめていただく のは大変至難のわざでございますので、そういう意味からいきましても、J R奈良線をご利用いただいたらということでお願いをしたり、説明をしたり したところでございます。今回議会に提出されております請願署名を見ます と、当時と若干違うのは、各地区とJR山城多賀駅、玉水駅、図書館、老人 センター2カ所、人権交流センター、町内の商店、スーパー、医療機関、役 場、京田辺市方面などを結ぶ交通手段を確保してくださいとなっています。 まず、京田辺方面への路線バスの考え方は、今申し上げた考え方で、運行し ても赤字が出るでありましょうし、JR奈良線の快速停車等についても悪影 響が出るということで、本町としてはなかなか考えづらいことでございます。 それと、町内の巡回バスでございますが、町長の方から。

(「どんどん違う方向や」の声あり)

議長(木村武壽) 黙って、今話聞いてるのに。 どうぞ。

副町長(中谷浩三) 各地区とJR駅とか町内の巡回バスでございますが、 行政もいろいろな議会からのご提案なりご要望も受けまして、玉泉苑、賀泉 苑で図書の貸し出しを行うようにもなってまいりましたし、また賀泉苑では 住民票をはじめとする証明類も上げられるようになってまいりました。ご利用もいただいているところでございまして、また、町内の商店につきましては、以前からも一般質問でご答弁を申し上げてきましたが、ご努力によりまして注文配達をしたり、また買い物に来られても足が不自由な方については送っていこうかということで、送っていただくご努力もいただいている商店もあるやに聞いております。

また、医療機関につきましても、以前もお答えを申し上げましたが、人工 透析を含めて周辺の病院の努力として送り迎え等されております。直近で調 べましたところ、人工透析につきましては、病院から自宅まで、自宅から病 院までという形で無料で予約いただくと病院がマイクロバスを出していると いうふうな病院もございまして、大変医療機関のご努力によって充実してき てるなということで思っておりまして、これらの状況を踏まえますと、どう いう形で、住民からお預かりいたしました公金でございますので、みすみす 赤字になる、それから採算がとれない赤字、ずっと税金でお支払いし続ける という運営については、私どもはそれはできないなと。これを置きかえます と、住民の方々1人ずつに、その当時の署名に来られました方にも申し上げ ましたが、2,000円出していただくとしたら皆出して、本当にだれも乗 ってへんバスでも運行してくれと言わはるのか、どうですやろねという話も させていただきましたけれども、そういうような状況で本町といたしまして は路線バス並びに巡回バスについては、現在のところ考えておりませんので、 議会におかれましても、行政の今申し上げた説明をご理解いただきまして、 よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上であります。

(「それはおかしいと思います」の声あり)

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田企画財政課長。

企画財政課長(木田昭弘) 中坊議員の2件目のまちづくり協議会の補助金の部分で、今年度まちづくり協議会では、井手町で晩年を過ごしたと言われて伝えられている小野小町にちなんで、小町まつりというものを11月20日に開催予定をしておられまして、こちらの方が京都府の地域力再生プロジェクト支援事業の方に申請されて、その補助金を受けて実施されるということでありまして、そちらの事業のまちづくり協議会の自己負担分の部分の半

分を補助するというような形で、今回計上させていただいております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

総務課長(脇本和弘) 中坊議員のご質問にお答えします。

備蓄物資購入の中の備品購入費の中で、コンテナ式の備蓄倉庫、どちらにあるのかというところでございます。まず、今現在西部の防災広場にございます備蓄倉庫が一つでございます。コンテナ式ではないですが、役場の方にも毛布なりは分けては置いているところでございます。それで、今度購入するコンテナ式の備蓄倉庫ですけれども、現在検討しておりますのは、当初予算で水防倉庫移設整備ということで、北区にございます玉川会館の南西の土地、あのあいている土地、そちらの方に水防倉庫も移設しますけれども、その横に備蓄倉庫、コンテナ式のものを今現在配備しようかなというふうに検討しております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより議案第36号、平成23年度井手町一般会計補正予算(第2回) を採決いたします。

議案第36号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、議案第36号は原案のと おり可決されました。

次に、日程第11、議案第37号、平成23年度井手町介護保険特別会計 補正予算(第1回)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事 (加賀山睦)

(議案第37号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより議案第37号、平成23年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)を採決いたします。

議案第37号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、請願第1号、バスなどの交通手段の確保を求める請願 を議題とします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(木村武壽) 委員会に付託することに異議がありますので、挙手により採決します。

請願第1号については、委員会の付託を省略することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。よって請願第1号については委員会の付 託を省略することに可決されましたので、本会議で審議をいたします。

次に、紹介議員より本請願について説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。

まず最初に、議会としての請願の審議のあり方ですけれども、原則として

該当の委員会に付託をするものとなっているを省略をして本会議で審議するということになりますと、いろいろなそういう疑問も出されるであろうに、それを審議する場をみずから放棄するというのは議会としては自殺行為ではないでしょうか。原則となっていることを原則的にやる井手町議会にぜひしていきたいと考えております。

また、いろいろな質問を通じてこの請願の内容、これから審議する内容ですが、町当局の考えをるる説明を求めるようなやり方もおかしいのじゃないか。請願について意見があれば請願者の方にも議会へ来てもらって質問する、議員同志で議論する場を大切にするのが、本来の議会改革の目指すべきやり方ではないかと思います。

請願の内容ですが、請願者は井手町内にバスを走らせてほしい住民の会代表世話人の方、そしてほかに1,473名の方の署名がつけられております。その請願の趣旨でございますが、高齢者や障害者、子供や車に乗らない住民なども気軽に移動できるよう、町内の公共施設や京田辺方面への交通手段が強く望まれています。特に高齢化が急速に進む中で、高齢者が医療機関や買い物に気軽に行けるような援助がどうしても必要です。だれもが便利で快適に安心して井手町に住み続けられるよう、環境にも配慮した小型のバスや乗り合いタクシーなどいろいろな工夫で、安い費用で気軽に利用できる交通手段を確保していただくよう強く要望します。既に2008年1月に788筆の同趣旨の要望書を町長に提出しておりますが、議会においてもぜひご尽力をいただきますよう請願いたします。

請願事項は1として、各地区とJR山城多賀駅、JR玉水駅、図書館、老人センター、玉泉苑や賀泉苑、人権センター、町内の商店、スーパー、医療機関、役場、京田辺市方面などを結ぶ交通手段を確保してくださいということと、運行形態やルート、料金などを調査・検討する機関をつくってくださいという2点であります。

その1,473名署名が寄せられた方々の内訳でありますが、小字名で判断しておりますので若干判別に苦しむ方もありますし、2回署名しておられる方が皆無かと言われましたらわかりませんし、ぜひ署名は議長のところへ提出しておりますので、議員さん各位も中身を見ていただいたら結構かと思います。中身ですが、北区、南区の方で361筆、北・南区の住基上の人口2,370人の17.7%です。多賀地区の方が557人、人口2,431

人の22.9%に当たります。上井手地区の方の署名が160筆、住基人口399人の実に40%に当たる上井手の住民の方が、この要望署名に署名をしておられます。玉水で218人、1,071人中の割合は20.4%、石垣106筆、1,134人中の9.3%、高月19筆、405人中の4.7%、水無41筆、597人中の6.9%。他所とか不明の方12筆程度でありまして、ほとんどが町内の方であります。他所の方には、たまたま通りがかられた八幡市選出の自民党の府会議員の方がさらさらと駅前で署名をしてくださいまして、僕は府議会でこういう交通対策の委員長をやってるんだと、本当に皆さんお困りのことはよくわかると、府議会でもぜひ、府の方でも援助ができるように考えたいなどと言いながら署名をしていただいたということもございました。こういう割合になっておりまして、かつてないほどの人数の方がこういう署名で要望をされています。

今、請願審議の前に、2008年当時の町の考え方、副町長からいろいろ 出ましたけれども、当時とはまた事情も全然違っておりますけれども、当時 も赤字になって廃止になった奈良交通のバスを、そのまま復活してくれとい うような要望はほとんどありませんで、そういうことじゃなくて、町でよく 考えて新たな交通機関をつくってほしいというのが主な中身でした。赤字 云々言われますけれども、赤字にならないで黒字でやれるなら、奈良交通が やってくれるわけです。それを役場として、福祉として、町内で長く住み続 けられるようにそういう交通機関を決めたらいいじゃないか。やってみたら、 人数が少ないとかいろいろ問題点あるかもしれません。どこの市町村でもそ ういうコミュニティバスについては常時いろいろと検証を重ねて、ルートの 検討ですとか、ダイヤの編成を変えたりですとか、工夫しておられます。本 当に近隣見ていただいたら、町の補助の全くない、コミュニティバスもない、 そういう市町村はほとんど京都府下ではございません。近隣ではどこもやっ ておられます。いつも町長言われますけれども、独善的であったらならない ということを言われるんですが、井手町1人おくれをとるような施策では困 ると。今までどおりでいいんだったら、住民の方も井手町から転出していか れないんじゃないか。ここのところは、ぜひ思い切って新たな施策を検討し ていったらどうかと、議員の皆さんでぜひ検討できるように、こういう請願 にご賛成をいただきたいと思います。

以上です。

議長(木村武壽) これをもって紹介議員の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 古川議員。賛成。反対。

7番(古川昭義) 反対です。

議長(木村武壽) 反対。どうぞ。

7番(古川昭義) ただいま議題になっております請願第1号ですけども、 先ほど意外なところで行政側の答弁的な、21年度当時、奈良交通の撤退時期に関しての検討された内容等も先ほどあったんですけども、私どもも議員として井手町住民の皆さんの税金をどのように行政機関が使い、どのような費用対効果が出てくるのかというのを、私どもが審査するという立場のもとで、前回も内容は説明は聞いてたんですけども、どうしても赤字覚悟、それであれば今町内で商工会、社協等が取り組まれているそのような内容を、もう少し行政側、住民側が商工会とか社協の方にお願いして、もう少し拡大できるものがあれば拡大していただくとか、そういう対策をするとか、あと、やはりこういう問題になってくると、小型の車等になると、乗り合い的なものは制限されるという部分もありますし、そういう方面で言えば、今、各病院とか機関が送迎されているような形で、NPO法人という形の組織で運営していただくと、そこに対する補助を出すとか、そういう検討内容というのはいろいろあると思うんです。

今、現段階でのこの請願の事項に関しましては、調査・検討する機関をつくってくださいということと、あと、京田辺方面などというのが医療の、田辺中央とか医療関係とかの内容だけだったらいいんですけども、それに加わって買い物等とかになってきますと、井手町にも商工会、お店がたくさんあります。食べ物もあるし衣類もあります。その辺で、車関係とか自転車関係とかそういうものはないんですけども、そういう面で行くと、ただ単に大型スーパーに買い物に行きたいから京田辺方面に行きたいとか、そういうふうになってくると、ちょっと趣旨がまたずれ込んでいきますし、そういう面でやはり今現段階で言えることは、社会情勢も、先ほど谷田議員も21年度と

は情勢が大分変わってきてるというふうにはおっしゃってたんですけども、 そのようには感じなく、経済的にもかなり厳しい状態が続いているという中では、このようなコミュニティバス、巡回バスに関して、もっと慎重な、各議員が慎重に調査なり検討していただいた方がいいと思うんです。

あと、署名されている方々、署名の方々の見ていただいたらというふうに谷田議員はおっしゃってたんですけども、私も署名されている方のサインを見させていただいて、ちょっと気になる点というのが、筆跡が同じ方で5名、6名、おそらく家族構成だと思うんですけども、親御さんから子供さんまでの名前がずらりと同一筆跡で書かれているという署名の部分もありましたので、その辺も、それがいけないとは言ってないんです。了解を得て代表で書かれているという部分もあるのかなとは思うんですけども、そういうふうな面で、もう少し現段階では時期尚早という形に思いますので、議員それぞれが判断していただいて調査していただいたらいいと思います。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 村田晨吉議員。

2番(村田晨吉) 賛成の立場から討論いたします。

今回のバスなどの交通手段の確保を求める請願は、井手町民のうちに1,474名もの多数の方々が望んでおられることは明白な事実であります。特に井手町の高齢者の人口比率は相当なものであります。この方々が買い物や病院行きなどの交通機関としては、バイクなどに頼れない方にとっては大変不便きわまりない立地条件であるため、苦痛や困難を強いられております。あるお宅ではぜひバスを走らせてやとか、期待してるからなとか、手を合わせながら請願書に署名をしてくださった方もあります。この状況からかんがみ、いかにこの交通手段の確保について期待しておられるかということは、推して知るべしでありますので、賛成であります。

以上で終わります。

議長(木村武壽) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これにて討論を終結します。

これより請願第1号、バスなどの交通手段の確保を求める請願を採決しま

す。

請願第1号を採択することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手少数であります。よって請願第1号は不採択とすることに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は9月28日午前10時から会議を開きます。よろしくお願い いたします。

散会 午後 3時21分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 岡田久雄

署名議員 丸 山 久 志